

# The castle and the castle governor in the ancient Tohoku district

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-11-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 公男 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24287">https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24287</a>

# 城柵と城司

——最近の「玉造等五柵」に関する研究を手がかりとして——

熊谷公男

## はじめに——近年の城柵研究と城柵論——

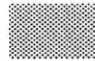
これまで東北地方の古代城柵は、多賀城跡に典型的にみられるように、政庁を中心にして周囲に築地・材木塀などによる外郭施設をめぐらし、その間に官衙などを配置するという基本構造をとり、中心施設である政庁は正殿と東西脇殿のコの字型配置を基本とする国庁と類似した形態であると考えられてきた。胆沢城跡（奥州市）・志波城跡（盛岡市）・徳丹城跡（岩手県矢巾町）・城輪柵遺跡（山形県酒田市）・秋田城跡（秋田市）などは、すべてこの類型に入る城柵遺跡である。

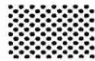
ところが、近年の宮城県における調査の進展によって、このような従来の城柵遺跡の類型に当てはまらない遺跡の存在が明らかになってきた。なかでも城柵の中心施設である政庁を内郭と外郭が取り囲む三重構造の城柵が一つの類型として存在することや、郡家的な形態の政庁や正倉院の存在などから郡家とみられる遺跡に城柵と同じように外郭がめぐる遺跡が存在することなどが知られるように

なったことは注目に値する。このような新しい知見は、従来の城柵論に修正を迫る内容を含むものといつてよい。

三重構造の城柵の典型である栗原市の伊治城跡は、丘陵東端部に続く標高二〇〇～二五mの河岸段丘に立地する。その構造は、村田晃一氏の整理によれば、周囲は丘陵の縁辺部に沿って東西約七〇〇m、南北約九〇〇mの帆立貝形を呈する外郭がめぐる。外郭は、築地と推定される南辺を除いて土塁と大溝で区画され、しかも北辺では土塁が二重にめぐることが確認されている。政庁は通常と異なって中心よりも著しく南寄りの位置にあり、東西五四～五八m、南北六〇～六一mの築地がめぐる。さらに政庁の周囲には東西約一八五m、南北約二四五mの平行四辺形を呈する内郭がめぐる。その構造は築地と推定されている（図一）。内郭には、当初、官衙ブロックが存在したが、宝亀十一年（七八〇）の伊治公皆麻呂の乱後の復興期には竪穴住居を主体とする住居区へと変貌する。外郭は内郭北辺にそって東西に走る溝によって二分され、北の区画は竪穴住居を主体とする住居域を構成するのに対して、南の区画は掘立柱建物や竪穴住居・竪穴建物などからなる官衙域とみられる。



 これまでの調査区

 外郭区画施設推定線

①～③次 宮城県多賀城跡調査研究所調査区

1～29次 築館町教育委員会調査区

図1. 伊治城跡全体図 (村田氏 2004)

村田晃一氏はこのような居住区を内部に取り込む形態の城柵を“三重構造城柵”と名づけ、伊治城のほか桃生城（宮城県石巻市）・宮沢遺跡（同大崎市）・払田柵跡（秋田県大仙市、第二次雄勝城か）など、八世紀後半～九世紀初頭に造営された城柵のいくつかが同じ類型に属するとし、さらに志波城（盛岡市）は構造的には二重であるが、外郭築地塀の内側に一町幅で住居域が設けられていることから“三重構造城柵”の完成形であるという見解を提示している。さらに村田氏によれば、東山遺跡（宮城県加美町）・城生柵跡（同）・名生館遺跡（大崎市）など、八世紀前半に造営された大崎地方の城柵・官衙のなかに、三十八年戦争期に外側に新たに外郭施設をめぐらして住居域を城内に取り込んで“三重構造城柵”化するものがあるという。

この村田氏の“三重構造城柵”論は、近年の城柵・官衙遺跡の調査成果を整理して類型化し、東北古代史のなかに位置づけ、城柵が多様な存在形態をとることを考古学的に示したもので、きわめて重要である。

一方、宮城県加美町の東山遺跡と壇の越遺跡も、城柵研究において注目される遺跡である。東山遺跡<sup>3</sup>は大崎平野西端の標高約八〇mの台地上に位置する遺跡で、従来から賀美郡家跡に比定されてきた。八世紀前半～中葉に創建されたとみられ、政庁が半町規模（I期は不明であるが、II～V期はいずれも半町規模）でかつ区画施設が材木塀である点で郡家と共通し、さらに城柵には一般的でない正倉院が存在することも郡家とみる見解を裏づけるものである。とこ

ろが東山遺跡は、周囲を東西約三〇〇m、南北約二五〇mの築地がめぐっている（図2）。郡家には存在しないはずの外郭が厳存するものである。村田氏は、東山遺跡の「内部施設のあり方は郡家そのものといつてよい」が、「周囲を防御機能を持つ構造物（＝外郭）が巡っている点は城柵と共通する」ので、東山遺跡は賀美郡の「郡家機能を併せ持った城柵」、すなわち「城柵兼郡家」とあるという理解を示した<sup>4</sup>。同様に、加美町城生柵跡を色麻柵兼郡家、また大崎市名生館遺跡IV期（8世紀前半～末ごろ）を玉造柵兼郡家とみている。

城柵と郡家の関係に関して、柳澤和明氏は、玉造柵から玉造塞への変化を、伊治公皆麻呂の乱後の移転とみる論考のなかで、名生館遺跡IV期を玉造柵に玉造郡家が「併置」された段階とする見解を提示している<sup>5</sup>。村田氏と柳澤氏の見解は一見類似しているが、重要な差異があるように見受けられる。それは両氏の立脚している城柵論が同一でないことに起因していると思われるので、次節で改めて取り上げたい。

東山遺跡の南に接する位置に所在するのが壇の越遺跡である。壇の越遺跡は、田川の北岸に広がる河岸段丘上に立地し、遺跡は東西2km、南北1・5kmの範囲に広がり、このなかを東西・南北の直線道路がほぼ一一〇m（一町）間隔で設けられ、方格地割が施されている。この方格地割は、東山遺跡の外郭南門から南に走る南北大路与遺跡の中心部を東西に走る東西大路（南5道路）とを基準にしており、また方格地割の施行時期が東山遺跡の創建年代とほぼ一致するとみられるところから、東西・南北の道路による町並みの建設は



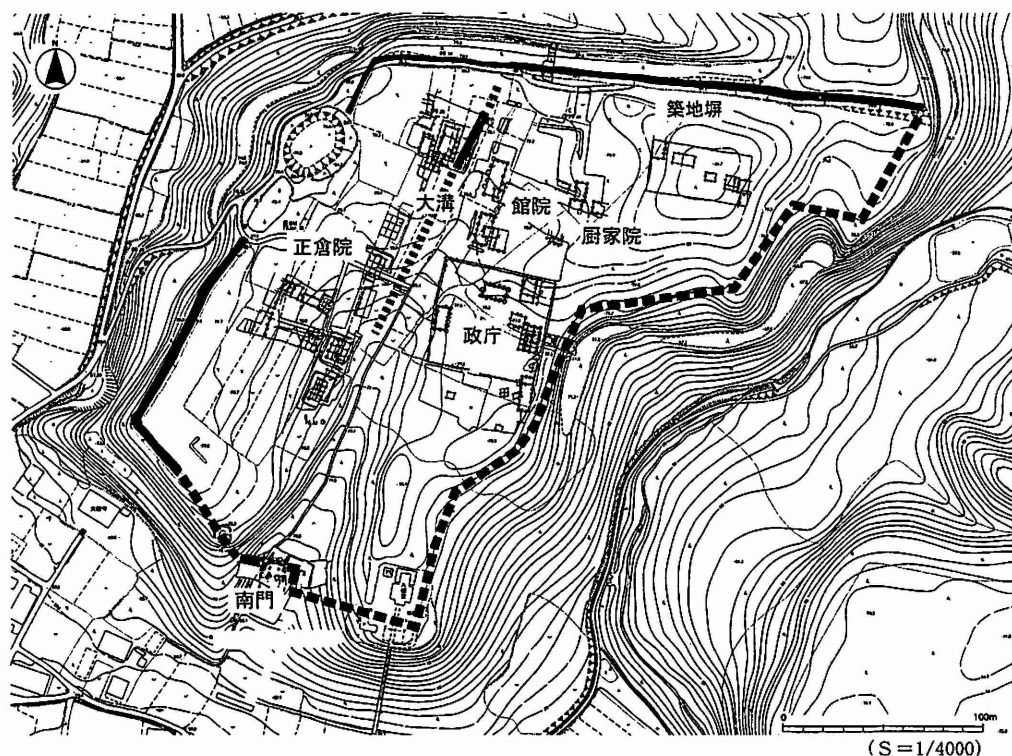


図2. 東山遺跡全体図 (村田氏 2007)

東山遺跡の創建と一体のものと考えられている。<sup>(6)</sup>

郡家に外郭をめぐらすばかりでなく、外郭の南の隣接地に広範囲にわたって方格地割を施した町並みを建設するのは、東山・壇の越遺跡が唯一の例である。その歴史的意義をどう考えるかは、これまた東北古代史にとってきわめて重要な問題であろう。そして一体のものとして作られた東山・壇の越遺跡もまた、三八年戦争期に「三重構造城柵」に変貌していくという、興味深い事実が解明されつつある(図3)。

宮城県域の近年の調査成果でもう一つ注目されるのは、村田氏が「囲郭集落」と名づけた<sup>(7)</sup>タイプの集落遺跡である。大和町一里塚遺跡や東松島市赤井遺跡などがその典型で、溝と材木塙(木柵)で周囲を区画した内部から多数の竪穴住居や小型の掘立柱建物が発見されているが、注目されるのは、これらの遺跡からはいずれも関東系土器がまとまって出土していることで、関東からの移民に関わる集落とみられるものである。筆者は、これを材木塙「柵」を周囲に繞らすことと、関東からの移民「柵戸」に関わる施設とみられるところから、『日本書紀』の孝徳紀・斉明紀などにみえる「柵」に相当する施設と考えている。<sup>(8)</sup>筆者の見解が大筋で認められるとすれば、これまた従来の城柵論を見直す材料の一つになると思われる。

これらの近年の調査成果から提起された問題のうち、本稿ではとくに村田氏が「城柵兼郡家」とし、柳澤氏が城柵と郡家の「併置」とみた、城柵と郡家の関係の問題を取り上げて、文献史学の立場から検討してみたいと思う。

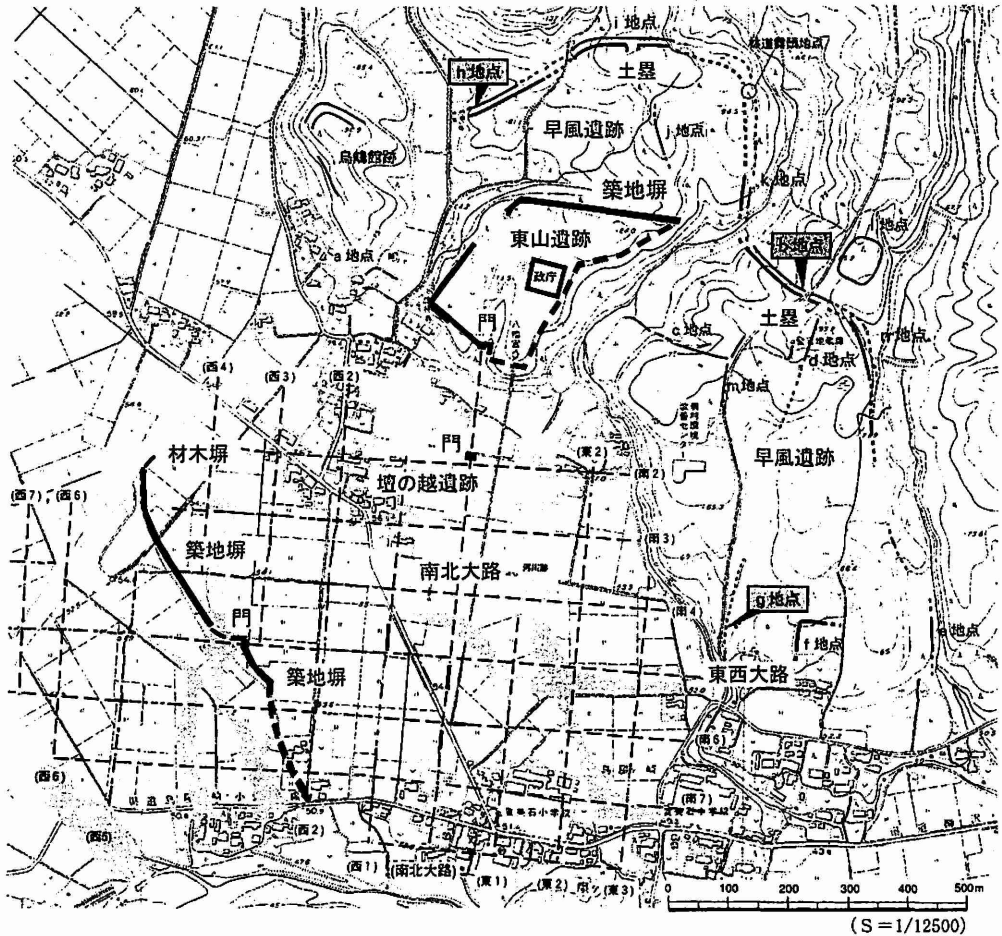


図3. 東山遺跡群全体図(村田氏 2007)

### 一. 「城柵兼郡家」説と「城柵郡家併置」説

村田晃一氏は、東山遺跡に加えて城生柵跡や名生館遺跡も「城柵兼郡家」であったとみているが、その考古学的な根拠は、政庁の規模や正倉院などの内部施設のあり方は郡家的であるのに、周囲に防御機能を有する区画施設(外郭)がめぐるという点に求めている。村田氏は「城柵兼郡家」を、政庁規模が「郡家と同規模の半町四方であることから、一郡を管轄する城柵」とし、「蝦夷と直接対峙する辺郡において、郡を維持する必要性から防御機能を持つ郡家として生まれたもの」で、「防御機能維持のため兵士が常駐しており、時には、その兵力が蝦夷制圧に動員された」と推定している。

一方、名生館遺跡IV期を城柵と郡家の併置とみる柳澤和明氏は、考古学的にみて城柵に不可欠な基本構成要素として、①国府型の政庁と②外郭区画施設の二つをあげている。そして名生館IV期は、①は土取りの攪乱によって遺構が残っておらず不明であるので、②の存在を根拠に城柵と郡家の「併置」と認定している。

以上の村田・柳澤両氏の説を、ここではそれぞれ「城柵兼郡家」説と「城柵郡家併置」説と仮称する

ことにしたい。両氏の見解を比較してみると、「城柵兼郡家」説においては、外郭施設を有することが城柵であるためのもっとも重要な考古学的根拠とされており、政庁は郡家と同規模であつてもかまわない（その場合は一郡を管轄する城柵とみる）ことになる。したがって村田氏のいう「城柵兼郡家」とは、辺郡の郡家が防御のため外郭をめぐらし軍事的機能をもつようになったものということである。ここでは城柵を防御的機能を有する施設とみていることになる。ただ一方で村田氏は、城柵の政庁を一・五町四方規模から郡家と同じ半町四方規模までの五ランクに分けて考えているので、政庁を城柵に不可欠の構成要素とみていると思われ、やはり一個の政治機構（官衙）ともとらえていることになる。

一方、柳澤氏の場合、城柵を一個の機構ととらえる立場に立つので、城柵と郡家という二つの異なる機構の併置はあり得るのかどうかという検討をおこない、秋田城などの例をあげて城柵に郡家が併置されることもあり得るとして、名生館Ⅳ期を玉造柵に玉造郡家が併置された段階とみている。この「城柵郡家併置」説では国府型の政庁を城柵に不可欠な要素とみているように、城柵を郡よりも上位の国レベルの機構ととらえるところに特徴がある。

村田氏においては、城柵をもつばらその軍事的機能から説明しているために、「城柵兼郡家」とは「軍事的機能をもつ郡家」という定義になり、機構としての位置づけが必ずしも明確でないと思われる。とくに文献史学の立場からすると、村田氏のいう「一郡を管轄する城柵」の場合、それは機構としては郡家とおなじく郡司のみに

よって構成されていたのか、それとも国司も駐在していたのか。また「防御機能維持のため兵士が常駐していた」とするが、その兵士は誰が指揮したのか——こういった問題が新たに解決されるべき課題として提起されるように思われる。

それに対して柳澤氏においては、城柵を国レベルの機構としてとらえ、「国府型の政庁」を城柵であるための要件の一つとするが、その「国府型の政庁」とはどのようなものかはこの論文では説明されておらず、不明である。また名生館Ⅳ期の政庁は、瓦の散布などからその位置は確定しているが規模は明らかでないので、「国府型の政庁」に相当するかどうかは明らかではない。村田氏は、前後するⅢ期・Ⅴ期が半町四方規模であるところからⅣ期も同規模とみているが、そうなると名生館Ⅳ期は「国府型の政庁」とはみなしがないという見方も可能と思われる。いずれにしても「城柵郡家併置」説の場合、「国府型の政庁」を城柵の要件とすると、東山遺跡のように外郭区画施設は存在するが郡家規模の政庁しかもたない遺跡はどうとらえるのか、という重要な問題が生じると思われる。

このように大崎・牡鹿地方の城柵・官衙遺跡を理解するために新たに提起された「城柵兼郡家」説と「城柵郡家併置」説には、それぞれ解決すべき課題が残されていると考えられるが、さらにいままでの検討でも明らかかなように、両説が前提としている城柵論には少なからぬ相違がみられる。「城柵兼郡家」説が防御的機能を有する外郭施設の存在を重視するのに対して、「城柵郡家併置」説では城柵を国レベルの機構ととらえるところに眼目がある。

これまでの城柵研究の流れからすると、後者の城柵論が主流を占めてきたといつてよい。考古学的には、山中敏史氏が国庁の構造上の類型の一つに城柵型国庁をあげているし、文献史学の側でもかつて平川南氏が城柵を「準国府的性格」をもつ「広域行政府」ととらえ、今泉隆雄氏がすべての城柵に国司・史生らが常駐していたとする「城司制」を提唱したように、城柵を郡家よりも上位の支配機構とみるものが通説化しているからである。筆者もまた、今泉氏の城司制論を継承する立場から、城柵の基本的性格を論じたことがある<sup>13)</sup>。なお以下においては、国府から派遣されて城柵に常駐する国司を今泉氏にならって「城司」と称することにする。

近年の考古学的調査の進展をふまえて提起された「城柵兼郡家」説や「城柵郡家併置」説は、このような城柵研究史に根本的な見直しを迫るものといつてよいと思われる。とはいっても「城柵兼郡家」説では、現在の通説といつてよい、城柵を郡家よりも上位の支配機構とみる説（以下、「城柵Ⅱ準国府」説と仮称する）の検討がなされていないし、「城柵郡家併置」説では外郭施設をもつ郡家型遺跡をどう理解するかが大きな問題になると思われる。

そこで本稿では、文献史学の立場から「城柵Ⅱ準国府」説の通説化の基礎となっている今泉氏の城司制論の再検討をおこない、新たな城柵論を模索してみたいと思う。

## 二 「施設」としての城柵と「機構」としての城柵

古代の城柵とは、いうまでもなく文献史料において淳足柵、大野城、玉造塞などと呼ばれた軍事的機能をもつ「施設」の総称である。これらは蝦夷・隼人などの化外の民や唐・新羅などの外敵の攻撃に備えて設けられたもので、材木塀・築地塀・土塁・大溝・石塁などで構築された外郭施設を備えるのが常である。

もう一方で、城柵は一個の官司機構を形作ることがあった。延暦二十三年（八〇四）、出羽国の申請にもとづいて秋田城を停廃して秋田郡に組織替えをするが、そのことを伝えた『日本後紀』延暦二十三年（八〇四）十一月癸巳条にはつぎのようにある。

出羽国言、秋田城建置以来卅余年。土地墮圯、不<sub>レ</sub>宜<sub>二</sub>五穀<sub>一</sub>。加以孤<sub>二</sub>居北隅<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>隣<sub>二</sub>相救<sub>一</sub>。伏望永從<sub>二</sub>停廢<sub>一</sub>、保<sub>二</sub>河辺<sub>一</sub>府<sub>一</sub>者。宜<sub>乙</sub>停<sub>レ</sub>城<sub>為</sub>郡、不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>土人浪人<sub>一</sub>、以下住<sub>二</sub>彼城<sub>一</sub>者<sub>上</sub>編附<sub>甲</sub>焉。

ここに「停<sub>レ</sub>城<sub>為</sub>郡」とあるのは、今泉氏が「国司による城司から郡司への官司機構の転換と理解できる」といつているように、城柵が郡司の機構に対比しうる官司組織をもつ場合があったことを示している。それがここでいう「機構」としての城柵である。城柵を、外郭を周囲にめぐらし軍事的機能を有する施設ととらえるのは、城柵の「施設」としての側面であり、「国庁型」の政庁を有し、国司の一員が城司として常駐する組織ととらえるのは、城柵の「機構」としての側面を意味することになる。

今泉氏は、城司制を論じた論文で「すべての城・柵・塞と呼称する施設に城司を駐在させるのが原則であった」とし、さらに論文の

末尾でつぎのように古代の城司制を総括している。

城司には国司を中心として、鎮官・大宰府官人など畿内出身の中央派遣官が充てられ、また奥羽越二国では城司の職掌は守の職掌に基づくことからみて、城司機構は国府機構の分身と位置づけられる。この点で地方出身の郡司による郡家機構とは根本的に異なる。私は、中央派遣官の城司が駐在する施設のみが、城・柵・塞と呼称されたのではないかと考える。同じ施設でも郡司が駐在するようになれば、郡家と呼称されるはずである。つまり今泉氏によれば、たとえ外郭施設をとまない、軍事的機能を有する施設でも、中央派遣官によって構成される城司機構がなければ城・柵・塞とはよばれなかった、すなわち城柵ではないというのである。

今泉氏によって提起された城司制論は、城柵の政庁が郡家とは異なり「国庁型」の類型に属するとする見解と相まって、「城柵」準国府」説を不動の定説としてきたといつてよい。筆者もまた、このような見解を支持してきた一人である。

今泉氏の立場では、「機構」としての城柵でないものは「柵」「城」「塞」とはよばれなかった、すなわち城柵ではないということになるので、東山遺跡のような外郭をめぐる郡家タイプの遺跡は城柵ではなく郡家ということにならざるを得ない。村田氏は同じタイプとみられる遺跡として加美町城生柵跡と大崎市名生館遺跡をあげ、さらに大崎市の小寺・杉の下遺跡、三輪田・権現山遺跡、新田柵跡なども一郡を管轄する城柵とみて、大崎地方では「城柵兼郡家」が

一般的であったとみている。

政庁が発掘された遺跡がまだ少ない現段階においては、村田氏の見解がすべて妥当かどうかはなお検討を要すると思われるが、奈良時代前半の陸奥国の北辺にあたる黒川以北十郡では、東山遺跡をはじめとして、城生柵跡・名生館遺跡・新田柵跡・赤井遺跡など、村田氏のいう「城柵兼郡家」の形態が一般的であった可能性は否定しがたいのではないと思われる。「城柵」準国府」説は、このような形態の遺跡が一定数存在することは想定していなかったといつてよい。しかも、城生柵跡・名生館遺跡・新田柵跡・赤井遺跡は、それぞれ色麻柵・玉造柵・新田柵・牡鹿柵の有力な比定地であり、文献上も「柵」と呼ばれていた可能性が高い遺跡である。「城柵」準国府」説は再検討されるべき時期にきているのではなからうか。

これまでの城柵論では柳澤氏が立脚する「城柵」準国府」説が通説とされてきたが、それに対して村田氏の立脚する城柵論のように、施設としての城柵に着目した城柵論もなかったわけではない。たとえば岡田茂弘氏が「城郭とは、政治的目的をもって扱われたある程度の規模をもつ一区画の土地と、そこに設けられた防御的構造物」と定義したうえで、「ある遺跡を古代城郭遺跡と判断する基準は、ある程度の規模をもった土地を区画する防御的構造物——すなわち、自由な出入りを規制する構造物——の有無にある」と述べている<sup>16</sup>。これは、考古学の立場からのそのような城柵論の一例である。また筆者も、村田氏が「囲郭集落」と名づけた七世紀後半代の遺跡が文献史料にみえる「柵」にほかならないことを論じたなかで、文献

のキ（城・柵）の史料を検討してつぎのように述べたことがある。<sup>16</sup>

キとは、本来、さまざまなもので構築された防御施設そのものを指したが、転じてその防御施設を周囲または一部にともなつた施設全体をもキ（城・柵）とよんだ。キの防御施設としては、木柵、築地、土塁、石塁、濠（池）、稲、茨など多様なものがあり、水城のようにそれらを複数組み合わせ用いることもあった。またキには恒久的な施設もあれば、臨時・応急の施設もあり、その性格もさまざまである。要するに、防塁・木柵・築地・濠などの防御的機能を有する区画施設をともなつた施設であればキ（城・柵）とよばれたのであり、区画施設で取り囲まれた施設本体がいかなるものかにはかわらない呼称であるといつてよい。白村江戦後に西日本各地に築かれた朝鮮式山城は周囲を石塁・土塁で圍繞した逃げ込み城的性格をもつとみられ、内部には倉庫群以外、大型の建物はあまりみられない。一方、七、九世紀に東北地方に築かれた城柵は、築地・材木列・土塁などを周囲にめぐらせるが、その内部には政庁を中心に、官衙群や倉庫群などが営まれ、官衙としての性格がつよかつた。したがって両者は施設としての性格を大きく異にするが、それをもとにキ（城・柵）とよんだのは、いずれも防御施設としてのキをめぐらせているからにはほかならない。

要するに、施設としてのキ（柵・城）とは、防御機能をもつ種々の区画施設を周囲にめぐらした施設全般をいい、内部の施設本体の如何には関わらないという見解である。これは城柵論として述べたも

のではないし、城柵論として展開できるとも思っていない。しかし、村田・柳澤両氏の研究に触発されて再考してみると、城柵を官司機構と相即不離の關係としてとらえ、「中央派遣官の城司が駐在する施設のみが、城・柵・塞と呼称されたのではないか」とした今泉氏の見解は、城柵という軍事施設を官司機構に引き付け過ぎているのではないかと考えるようになった。

そもそも国司を城司として城柵に常駐させる城司制は、考古学的にいえば「国庁型」政庁に対応すると考えられる。国府から派遣されたミコトモチとしての城司が蝦夷支配に関わる儀礼と政務を催行する場所こそ、朝堂院の分身という意味をもつ政庁であったと考えられるからである。<sup>17</sup>ところが西日本のいわゆる「朝鮮式」山城は、機能的には逃げ込み城とみられて官衙的性格は稀薄であるし、政庁も確認されていない。とすれば、西日本の山城にも東日本の城柵と同じように一律に城司が常駐したとする今泉氏の想定には無理があるのではないだろうか。

弘仁十四年（八三三）に大宰府の品官として主城二員が「始めて」置かれ、承和七年にそのうちの大主城一員が減員される。この主城とは大野城などの管理専当官と考えられ、このとき大野城は大宰府の品官主城の管轄下に置かれることになる。貞観十八年（八七六）の官符には大野城に関わる「城司」がみえるが、この「城司」とは右の主城が構成する大宰府管下の官司の一つと考えられている。<sup>18</sup>弘仁十四年に主城が置かれたのは、弘仁年間に至って新羅人の来航や新羅の海賊船の事件があいつぎ、新羅への危機意識が高まったこと



と関係するとみられ、これ以前、このような専当官は確認できない。したがって主城は、大宰府の品官とされていることも、当初定員二名とされていることも、奥羽の城柵に派遣された城司とは性格を大きく異にするもので、後述するように、むしろ律令に規定のある「城主」に近い官職ではないかと思われる。

一方、弘仁十一年(八二〇)三月四日大宰府牒案には「別<sub>レ</sub>国<sub>レ</sub>之時、国司掌<sub>レ</sub>城之日」、あるいは「府帯<sub>レ</sub>国之日」という表現があって、筑前国が大宰府と別置されているときには筑前国司が大野城を管掌し、逆に大宰府が筑前国を兼帯している時期には大宰府が大野城を管掌するという方式がとられていたことが知られる。ただしこれはあくまでも大野城が大宰府・筑前国のいずれかの所管とされるということであり、府・国の官人が城司として大野城に常駐することを意味するわけではない。この府牒案で問題となっていることも、大野城内の四王寺でおこなわれる悔過を筑前国講師が行うか府下の観世音寺講師が行うかということである。

このように大野城には、弘仁十四年(八二三)に主城が置かれる以前は、城司に類する専当官は一切置かれていなかったとみてよい。とすれば、城司に関わる史料が残されていない基肆城・鞠智城・怡土城等も同様に考えてよいであろうし、さらに遡って白村江の敗戦後に築かれた長門城・金田城・屋嶋城・高安城などの朝鮮式山城に城司が置かれたと考えることも多言を要さないであろう。要するに、西日本の「城」には国司の一員が城司として常駐するという形態の「城司制」はともなっていないかと思われ、それ

は考古学的にいえば、これらの山城に政庁が存在しないことに対応していると思われるのである。西日本の山城は、それにもかかわらず「城」とよばれていたわけであるから、「中央派遣官の城司が駐在する施設のみが、城・柵・塞と呼称されたのではないか」とする今泉氏の見解は成り立ちがたいということになる。そこでこれらの施設が「城」とよばれたのは、平凡ではあるが、石塁・土塁などの防御施設(キ)を周囲にめぐらした軍事施設であったからと考えるのが穏当であろう。

西日本の「城」についてこのような考えが成り立つとすれば、東日本の「柵」「城」「塞」とよばれる施設についても、はたしてすべての施設に城司が派遣されていたのか、再考の余地が出てくると思われる。

### 三、「玉造等五柵」と城司

今泉氏は、陸奥国で八世紀段階からすべての城柵に城司が常駐していたとする根拠としてつぎの二つの史料をあげている。

(a) 『類聚三代格』大同五年(八一〇)五月十一日官符

太政官符

一、応<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>鎮官護身<sub>一</sub>事(二箇条内初条)

右得<sub>二</sub>東山道觀察使正四位下兼行陸奥出羽按察使藤原朝臣緒嗣

解<sub>一</sub>一僞、天平五年十一月十四日勅符僞、給<sub>二</sub>国司以下軍級以上<sub>一</sub>

護身兵士、守八人、介六人、掾五人、目三人。但遣<sup>二</sup>鎮<sup>レ</sup>奥塞<sup>一</sup>者、守十人、介八人、掾七人、目五人、史生・備仗各三人、大小毅各二人者。今檢<sup>二</sup>此符<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>預<sup>二</sup>鎮官<sup>一</sup>。請<sup>□</sup>之將<sup>□</sup>護身之<sup>□</sup>者。被<sup>二</sup>右大臣宣<sup>一</sup>備、奉<sup>レ</sup>勅、依<sup>レ</sup>請。其按察使准<sup>レ</sup>此給<sup>二</sup>十人<sup>一</sup>。

大同五年五月十一日

(b) 『続日本紀』天平九年(七三七) 四月戊午条

遣陸奥持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言、以<sup>二</sup>去二月十九日<sup>一</sup>、到<sup>二</sup>陸奥国多賀柵<sup>一</sup>。与<sup>二</sup>鎮守將軍從四位上大野朝臣東人<sup>一</sup>共平章。且追<sup>二</sup>常陸・上総・下総・武藏・上野・下野等六国騎兵惣一千人<sup>一</sup>。聞、山海兩道夷狄等、咸懷<sup>二</sup>疑懼<sup>一</sup>。仍差<sup>二</sup>田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人<sup>一</sup>遣<sup>二</sup>海道<sup>一</sup>、差<sup>二</sup>掃服狄和我君計安墨<sup>一</sup>遣<sup>二</sup>山道<sup>一</sup>、並以<sup>二</sup>使旨<sup>一</sup>慰諭、鎮撫之。仍抽<sup>二</sup>勇健一百九十六人<sup>一</sup>、委<sup>二</sup>將軍東人<sup>一</sup>。四百五十九人分<sup>二</sup>配玉造等五柵<sup>一</sup>。麻呂等、帥<sup>二</sup>所<sup>レ</sup>余三百卅五人<sup>一</sup>、鎮<sup>二</sup>多賀柵<sup>一</sup>。遣<sup>二</sup>副使從五位上坂本朝臣宇頭麻佐<sup>一</sup>鎮<sup>二</sup>玉造柵<sup>一</sup>。判官正六位上大伴宿禰美濃麻呂鎮<sup>二</sup>新田柵<sup>一</sup>。国大掾正七位下守部宿禰大麻呂鎮<sup>二</sup>牡鹿柵<sup>一</sup>。自余諸柵、依<sup>レ</sup>旧鎮守。廿五日、將軍東人從<sup>二</sup>多賀柵<sup>一</sup>發。四月一日、帥<sup>二</sup>使下判官從七位上紀朝臣武良士等及所<sup>レ</sup>委騎兵一百九十六人、鎮兵四百九十九人、当国兵五千人、掃服狄俘<sup>二</sup>二百卅九人<sup>一</sup>、從<sup>二</sup>部内色麻柵<sup>一</sup>發。即日、到<sup>二</sup>出羽国大室駅<sup>一</sup>。出羽国守正六位下田辺史難波將<sup>二</sup>部内兵五百人、掃服狄一百卅

人<sup>一</sup>、在<sup>二</sup>此駅<sup>一</sup>相待。……

今泉氏は、まず(a)の官符に引用されている天平五年(七三三)十一月十四日勅符について、陸奥国鎮官に関する大同五年格に引用されていることから陸奥国を対象としたものとしたうえで、国司以下軍毅以上に支給する護身兵士の規定であり、その後半にみえる「遣<sup>二</sup>鎮<sup>レ</sup>奥塞<sup>一</sup>」とは、具体的には(b)にみえる「玉造等五柵」(通説では玉造・新田・牡鹿・色麻柵と名称不明の柵)のこととみて、この史料を天平期に「玉造等五柵」に国司・史生らが城柵に派遣されていたことを示す史料と理解する。つきに(b)によれば、このとき多賀柵は持節大使藤原麻呂、玉造柵は同副使坂本宇頭麻呂、新田柵は同判官大伴美濃麻呂、牡鹿柵は陸奥大掾守部大麻呂が鎮し、「自余諸柵」(通説では、色麻柵と名称不明の柵)は「依<sup>レ</sup>旧鎮守」するという鎮守体制をとったと記されているが、今泉氏はこの記述を「この時は征東大使が派遣されたのでその官人が玉造・牡鹿柵を鎮守したが、通常は国司らが駐在したのであり、『自余諸柵、依<sup>レ</sup>旧鎮守』とはその国司鎮守体制を指すのであろう。牡鹿柵に派遣された陸奥大掾は別の国司と交替したのであろう」と解釈し、「天平五年ごろ陸奥では国司四等官や史生が、軍毅・軍士を率いて玉造等五柵に派遣されて駐在する体制がとられていたことが明らかである」という結論を導き出している。

改めて今泉氏の解釈をみると、いくつかの点で問題があると思われる。まず史料(a)所引の天平五年勅符は、それ自体は決して城柵に常駐する城司についての規定ではないということである。この



点はすでに徳田奈保子氏が、「鎮奥塞」に遣わす国司の規定に城司にはなりえない守が含まれていることから、天平五年勅符の「国司が陸奥国内の各城柵に巡行する時の規定と解釈した方がより自然ではないだろうか」といっていることが当を得ていると思われる。<sup>22)</sup>つまり天平五年勅符は、本来、国司の部内巡行に関する規定とみられるものなので、これをすぐさま国司が城柵に常駐する城司制の存在を示す根拠とすることはできないということである。

天平五年勅符をこのように理解すると、(b)の「玉造等五柵」への官人の派遣についても今泉氏とは別の解釈が可能となる。(b)によれば、このとき坂東六国から騎兵一〇〇〇人を招集し、そのうちの四五九人を「玉造等五柵」に配備したのであるが、それにもなつて持節副使を玉造柵に、同判官を新田柵に、そして陸奥大掾を牡鹿柵に派遣して鎮守させたが、「自余諸柵」はもとの鎮守体制のままとしたという。このうち牡鹿柵に陸奥大掾が派遣されていることについて、今泉氏は「別の国司と交替したのであろう」としているが、それは天平五年勅符を城司に関する規定とみることを前提とした解釈であつて、如上のようにその前提は成立しないので、別の国司と交替したとみる必要はない。これが持節使の下向と坂東の騎兵配備にともなう臨時の鎮守体制であることをふまえれば、むしろ通常の鎮守体制では牡鹿柵には国司は常駐していなかったとみるべきであらう。とすれば、「自余諸柵」にも国司が城司として常駐する体制がとられていたとみる必要はなくなる。玉造柵や新田柵で、通常、どのような鎮守体制がとられていたかは、この史料からは不明といわ

ざるをえないが、この二柵にのみ持節使の官人が派遣されており、とくに玉造柵に派遣されたのが五位の副使であり、また「玉造等五柵」とよばれていることからみても、五柵のうちもっとも重要視されていたのが玉造柵であることは確かであろう。したがってこの二柵、とくに玉造柵には、ふだんから国司が常駐していたという可能性は残るとみておきたい。

要するに、「玉造等五柵」のすべてに国司が城司として常駐していたとみることは困難で、城司が常駐していたとしてもせいぜい一、二柵にとどまるとみられるのであるが、このことはさらに他の面からも裏づけることができる。それは国司の通常業務と城司との関わりの問題である。

陸奥・出羽の国司も、当然のことながらさまざまな通常業務に携わっていた。天長七年(八三〇)、出羽で国司の増員が認められているが、その際に理由とされたのが、戸口増益・倉庫充実して事務量が増えているということとともに、国府のほかに雄勝・秋田両城に国司を配置しているのでその数が足りないということ、目一員を大・少目各一員にと、史生三員を四員に、の計二員増員している。<sup>23)</sup>出羽国は上国なので、これ以前の国司の定員は四等官が四名、史生が三名の計七名であった。この員数で、戸口増益等の要因もあげられているとはいえ、二カ所の城柵に国司を城司として派遣すると国司の数が足りなくなるほどの通常業務があつたということになる。

仁寿四年(八五四)には、陸奥国に「此国所部多<sup>レ</sup>道、有司少<sup>レ</sup>員。

春挙秋収、事難「兼濟」との理由で少掾一員を加え置いているが、これは陸奥国でも他の令制国と同じように、「春挙秋収」すなわち出挙の春の貸付と秋の収納に際して、国府から国司が派遣され、その業務に当たっていたことを示している。おそらくほかにも調庸の収納・賑給・計帳手実の貰取などの業務も、他の令制国と同様に国司が部内を巡行して行っていたとみてよいであろう。

仁和三年（八八七）には、出羽国が国府を出羽郡井口の地から最上郡大山郷の保宝士野に移転したいという申請を中央政府に出すが、それに対して太政官は最上郡に国府を移すことの都合を種々あげて、旧国府の近傍の高敞の地に移すよう命じている。<sup>(25)</sup> その理由のなかに、最上郡は国の南辺にあって秋田・雄勝両城と遠く隔たっているので、「挙納秋饗」、すなわち春の出挙の貸付と秋の出挙の収納およびそれにとまなう饗宴を行うために、国司たちはこぞって手分けして入部し、衆を率いて城（＝秋田・雄勝両城）にも立ち寄るが、このような業務を行うのに最上郡の保宝士野は非常に不向きであるという理由があげられている。このことから、出挙や秋饗などの業務には秋田・雄勝両城に常駐していた城司は一切関与せず、もっぱら国府から巡行して来る国司が担当していたことが知られる。鈴木拓也氏は陸奥国の公廩稻の鎮官料の額が国司料に比して著しく少額であることや、さきの仁寿四年官符の内容などを根拠に、鎮官が正税出挙などの陸奥国の財政運営には関与していなかったことを推定している。<sup>(27)</sup> 城司の発展形態というべき胆沢城鎮守府成立後の鎮官もまた、国司の通常業務には関与していなかったとみられる

のである。

以上にみてきたように、国司には膨大な通常業務があったが、城柵に駐在する城司はそのような通常業務には関与せず、もっぱら軍兵の指揮や蝦夷の朝貢などに代表される蝦夷支配を担当していたとみられる。したがって、国司を城司として城柵に派遣する場合においても、かなりの数の国司を国府に残しておかなければ通常業務を処理することは困難であったと考えられる。

この点をふまえると、すべての城柵に国司が常駐していたとする今泉氏の見解は、さらに成立困難になると考えられる。天平九年の時点で、陸奥国には少なくとも多賀柵と「玉造等五柵」を合わせて六つの城柵が存在していたが、「玉造等五柵」のすべてに国司を派遣するとすると、それだけで五人の国司が国府を留守にすることになる。この時点で陸奥国は大国であったとみられるので、国司の定員は守・介・大掾・少掾・大目・少目各一人の六人である。これに史生の定員四名<sup>(28)</sup>を加えても合計一〇人である。

今泉氏は、城柵に駐在する城司には国司の四等官だけでなく史生も含まれていたとするが、その唯一の根拠が史料(a)所引天平五年勅符の「鎮奥塞」に遣わされる国司以下軍毅以上に支給される護身兵士の規定である。しかしこの規定は、既述のように、城司の規定として定められたものではないので、城司に史生も含まれていたことを示す根拠とはなりえないし、史生が城司に任命された実例も見いだしがたい。さらに、後述のように三関国の国司が兵士を率いて三関の固守を担当する「関司」も律令に国司目以上と規定されている。

これらのことからみて、史生を城司として城柵に派遣することはなかったと考えられる。

城司に任命されるのは国司の四等官のみであった(ただし守は国府で政務をとったとみられるので、実際にあてられるのは介以下の四等官)とみてよければ、天平九年の時点で「玉造等五柵」のすべてに国司を派遣していたとすると、国府多賀城に残る四等官は守一人のみということになり、はなはだ変則的な体制になってしまう。既述のように、出羽国では天長七年に四等官四名のうち二名を秋田城と雄勝城に派遣するだけでも、国司の員数が足りない理由として正当なものとされて目・史生各一名の増員が認められているから、天平期の陸奥国で六名の四等官のうち五名を城司として派遣するよなことが行われたとは考えがたいであろう。したがって国府の通常業務との関係からも、すべての城柵に国司を常駐させることは困難であったとみられる。

なお、城司が駐在していない城柵があったとすれば、その鎮守体制はいかなるものであったのかという問題が生じる。筆者はこれまで城柵に城司が常駐した重要な理由の一つとして、城柵に配備された軍団兵・鎮兵・俘軍などの兵士の指揮の問題があると考えてきた。郡司は法制的に軍事指揮権がないので、兵士を指揮することができない<sup>29)</sup>。だから城柵には軍事指揮権をもつ国司(鎮守府成立後は、多くの場合、鎮兵の指揮権をもつ鎮官を兼帯する)が常駐する必要があると考えてきたのである。しかしながら次節で取り上げるように、軍防令54置関条(後掲史料(g))によれば、「関」には軍団兵を

配備し、そのうち三関は国司が「分当守固」すべきことが規定されている。そうすると関の警備体制は、三関は国司が兵士を率いて守備にあたるが、ほかの関は国司は常駐せずに兵士だけが配備されたことになる。律令は国司がいなくても兵士の配備と指揮は可能としているのである。おそらく、軍団兵の場合であれば軍毅、ないしはさらに下位の校尉クラス、鎮兵でいえば征討軍の別將クラス(鎮兵の部隊編成は明らかでない)、俘軍なら伊治公皆麻呂のような蝦夷の族長クラスがいれば、城柵に配備された部隊の指揮は可能であったと思われる。すなわち、城司のいない城柵は十分に想定可能なのである。

ただし朝貢は、本来、天子に行くものであるから、天皇の代理人Ⅱミコトモチたる国司でなければ受けることができなかったと考えられるので、城司が常駐していない城柵で蝦夷の朝貢を受けることはできないと思われる。

以上、本節での検討の結果、すべての城柵に城司が派遣され、城司の駐在する施設だけが「柵」「城」「塞」とよばれたとする今泉氏の説は成り立たないことが明らかになったと思われる。したがって城柵とは、周囲を柵(Ⅱ材木塀)・築地・溝(堀)・土塁・石塁などの外郭で囲まれた施設のことであって、その条件に該当すれば、城司が駐在せず政庁が存在しなくても「柵」「城」等とよばれたと考えられるのである。

#### 四、「城主」と城司——律令条文の検討

今泉氏は、城柵に国司が城司として駐在する制度の法源を律令条文の「城主」の規定に求め、「城司制」論の支証の一つとしているので、つきにこの問題を取り上げてみたい。

「城主」の規定のある律令条文とはつぎの二条である。

##### (c) 軍防令52 辺城門条

- (1) 凡<sub>レ</sub>辺城門、晚開早閉。(イ)若有<sub>二</sub>事故<sub>一</sub>、須<sub>二</sub>夜開<sub>一</sub>者、設備乃開。(ロ)若城主有<sub>二</sub>公事<sub>一</sub>、須<sub>二</sub>出<sub>レ</sub>城檢行<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>俱出<sub>一</sub>。
- (2) 其管鑿、城主自掌。執<sub>レ</sub>鑰開閉者、簡<sub>二</sub>謹慎家口重大者<sub>一</sub>充之。

##### (d) 衛禁律24 越垣及城条

- (1) 凡<sub>レ</sub>越<sub>二</sub>兵庫垣及筑紫城<sub>一</sub>、徒一年。(陸奥・越後・出羽等柵亦同。曹司垣杖一百。《大宰府垣亦同。》国垣杖九十。郡垣杖七十。坊市垣笞五十。……(2) 即兵庫及城柵等門、応<sub>レ</sub>閉忘誤不<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>鍵、若毀<sub>二</sub>管鑿<sub>一</sub>而開、各杖六十。錯下<sub>レ</sub>鍵、及不<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>鑰而開者、笞卅。余門各減<sub>二</sub>二等<sub>一</sub>。若擅開閉者、各加<sub>二</sub>越罪一等<sub>一</sub>。即城主無<sub>レ</sub>故開閉者、与<sub>二</sub>越罪一同<sub>一</sub>。

今泉氏は、まず(c)から「辺城」には「城主」を置くことになってきたことを指摘し、つきに「辺城」を律令における「辺」の意味や(d)の規定などから「筑紫城」と「陸奥・越後・出羽等柵」をさす

る。さらに、律令の規定で三関国の国司目以上が兵士を率いて関の守衛にあたるとされ(後掲史料(g)軍防令54置関条)、その国司が「関司」とよばれている(後掲史料(f)考課令49最条など)ことを援用して、「城主」にも「関司」と同様に国司が任じられたと推測する。そして「関司」の職掌が、職員令70大関条(後掲史料(e))で三関国の守は国守一般の職掌のほかに「関割及関契事」を管掌するとされていることに由来するとみられるので、奥羽越の城司(今泉氏による「辺城」の「城主」の仮称)の職掌も、同条に奥羽越の守の職掌として規定されている「饗給(撫慰——大宝令)、征討、斥候」を任務としたと考えるのである。

さらに今泉氏は、律令を法源とするこの城司が大宝令段階から実効性をもっていたことを示す根拠として威奈大村墓誌銘をとりあげる。墓誌銘が、威奈大村が慶雲二年(七〇五)十一月十六日に「越後城司」に叙されたと記すことを根拠に、城司を「守のもつ職掌に基づく地位」とみなして、「越後守大村は、国府に城司の地位で駐在するとともに、他の城柵の城司を統轄していた」とし、墓誌銘から大宝律令施行直後に、国守が城司として国府に駐在したことを導き出している。

今泉氏の城司に関する法制的な見解は、ほぼ以上のようなものと思われる。それを論点ごとにまとめると、城司は①律令が規定する「城主」を法的根拠とする地位で、国司が任じられ、②職員令大関条の奥羽越の守の三職掌を実現するために設けられ、③大宝令施行直後から実際に置かれていた、という三点にまとめることができよ

う。しかし筆者には、①②はともに律令の規定からの論証には成功していないように思われる。というのは、そもそも城司が律令条文の「城主」のことだとすれば、なぜ奥羽越の城柵に派遣された国司を「城主」とよんだ例が一つもないのか、という素朴な疑問を禁じえないからである。また今泉氏は、氏のいう城司とは律令の「城主」に法的根拠をおくもので(①)、それは職員令大国条の奥羽越の国守の三職掌を実現するための地位である(②)、ということを用いるために律令の「関司」の規定を援用しているが、このこと自体、①②いずれの論点も律令条文から直接論証することができないことを物語るものといつてよい。端的にいって、今泉氏の論点①②は「関司」の規定を援用した類推であって、律令条文上の規定を越えた理解ではないか、というのが筆者の率直な疑問である。

また③も、漢文的修辭に富んだ文体で書かれている威奈大村墓誌銘の城司を唯一の根拠としている点で、再検討の余地を残しているように思われる。今泉氏は墓誌銘の「越後城司」について、(イ)「越後城司が国名を冠する呼称であることから個別の城を管轄する秋田・雄勝城司などは異なり、越後国にある淳足・磐船柵……などの複数の柵を統轄する城司の意味」と、(ロ)「越後城〓国府を管轄する城司の意味」の二通りの解釈の可能性を提示し、「ここでは両解釈を并記するに留める」としながらも、「いずれにしろ越後守大村は、国府に城司の地位で駐在するとともに、他の城柵の城司を統轄していた」とし、さらには大宝律令施行直後に「国守が城司になっていたことを示す点と、国守が城司として国府に駐在したことを推

測させる点でも重要」として③の唯一の根拠とするのである。しかしながら、墓誌銘の「越後城司」は、今泉氏自身が二つの解釈を併記しているように、もともと漢文的修辭を帯びた曖昧な表現であって、律令の「城主」に関する規定の実効性を証する根拠とするには、いささかそぐわぬように思われる。筆者には、「越後城司」には、今泉氏が提示した以外の解釈の余地も十分にあるように思われる。

以上のように、今泉氏の律令の「城主」の解釈とその実効性に関する見解にはいくつかの疑問があるので、以下において具体的に検討を行うことにする。まず、律令における「関司」と「城主」に関する規定の比較をおこない、「関司」の規定を援用して「城主」の律令法上の地位・職掌を説明することがはたして妥当か、という問題を検討してみたい。

最初に律令条文において「城主」がどのように規定されているかをみってみる。さきに掲げた(c)軍防令52辺城門条は辺城門の開閉と、それに関連して管鑿の取扱いについて規定した条文であるが、まず(1)「辺城」の門は日の出後に開門し、日没前に閉門すべきことを規定するが、「辺城」の「辺」とは、今泉氏のいうように、軍防令65縁辺諸郡人居条、関市令6弓箭条などの「東辺、北辺、西辺」に相当し、「東辺」〓陸奥の蝦夷、「北辺」〓出羽(越後)の蝦狄、「西辺」〓西海道の諸蕃・単人を包括する概念と考えられる。門の開閉に付随して(イ)夜に何らかの事情で開門するときは「設備」、すなわち防御の備えをしたうえで開門すべきこと、さらに(ロ)「城主」が公事で外出しなければならぬときには、「俱に出づること得じ」、すなわ

ち城主が同時に外出して城を留守にしてはならないことを規定している。(ロ)の規定は、後半部の(2)で管鑑は「城主」が自ら掌ることになっている。「城主」が不在であると門の開閉に支障をきたすためとみられる。

このように、(c)は辺城門の開閉と管鑑の取扱についての規定であるから、ここにも見える「城主」の性格も、まずはその条文の内容に即して理解されるべきであろう。そうすると、「城主」とは「辺城」に置かれ、城門の開閉と管鑑を管轄することを職務とし、さらに(ロ)から「辺城」に二人以上の「城主」が常駐することが原則とされていたことがうかがわれる。ただし(ロ)によれば、「城主」には城を出て検行しなければならない何らかの「公事」があったことになるが、それがどのようなものかは令条に規定がなく、明らかにしたい。

つぎに(d)衛禁律24越垣及城条であるが、まず前半で(1)兵庫・筑紫の諸城・曹司などの築垣を越えた場合の罰則を規定し、そこで陸奥・越後・出羽等の「柵」を乗り越えた場合は、兵庫の「垣」や筑紫の「城」を乗り越えた場合と同じく徒一年と定める。ついで後半では、(2)兵庫および城柵等の門の開閉に違反があった場合の罰則を規定しており、そこに「城主」が理由もなく門を開閉した際の罰則が付加されている。したがって(d)の「城主」も城門の開閉と管鑑の管理を主とする官人として規定されており、(c)の規定とまったく一致する。

このように律令法上の「城主」の職掌は明白であって、陸奥・出羽・筑紫などの城柵に置かれ、城門の開閉と管鑑の管理を主とする

官人として規定されている。さらに一つの城柵に二名以上置くことが原則とされていることも看過できない。これを奥羽の城柵に常駐した城司と比較すると、当国の国司をあてるという規定がないし、最も重要と思われる軍事指揮権に関わる規定さえも欠いているのである。したがって律令の規定に即してみる限り、「城主」は「辺城」にあって城門の開閉とそれに付随する管鑑の管理を主務とする官人であって、国司の専当官である城司とは性格を大きく異にするものと考えざるをえない。

ところが今泉氏は、後述する三関の「関司」についての規定を援用して、「本来の辺城城主の守衛の形態は、三関と同様に国司が城主に当たるものであった」という論を展開している。これは城司が律令の「城主」の規定に根拠を置くものであるという今泉氏の主張にとって決定的に重要なことと思われるが、律令にはそのような規定を援用して導き出された今泉氏の「城主」に関する見解は、律令法における規定を超えたものといわざるをえず、「城主」の法的地位の理解として妥当ではないと考える。

なお今泉氏は、(c)軍防令52辺城門条の「城主」について、『令義解』が「謂、城主者、掌<sub>レ</sub>城之<sub>レ</sub>国司、即<sub>レ</sub>三<sub>レ</sub>関国、自<sub>レ</sub>余者非也」と、三関国に限定しているのは誤りであるとしながらも、『令義解』の説を、当時この条文が「三関にも準用されていた実態による二次的な解釈と考えられる」として、「三関において国司目以上が兵士を率いて関司として関(城)を守衛する形態が、(B)条文(「軍防令52

辺城門条——引用者補」の本来の辺城城主の守衛形態と同じであったので、(B)条文が三関に準用されたと考える」と論じて、結局、こ  
こから「本来の辺城城主の守衛の形態は、三関と同様に国司が城主  
に当たるものであった」と推論するのであるが、筆者にはこの論理  
はよく理解できない。

今泉氏が、「城主」を三関に限定する『令義解』の解釈を、実態  
を反映した二次的解釈としたことには筆者も賛成であるが、そう考  
えるのであれば、まずもって問われなければならないのは、当時実  
際に陸奥・出羽の城柵に派遣されていた城司を『令義解』は何ゆえ  
に「城主」に含めていないのか、ということではなからうか。『令  
義解』が成立した天長十年（八三三）の時点で、三関はすでに四四  
年前の延暦八年（七八九）に廃止されているのに対して、国司を城  
柵に駐在させる城司制は、『類聚国史』（巻一七一 地震）天長七年  
（八三〇）正月癸卯条に「鎮秋田城国司正六位上行介藤原行則」が  
みえるように、実際に行われていたにもかかわらず、『令義解』は  
まったくそれを無視しているのである。これは『令義解』が、かつ  
て存在していた三関の「関司」は律令の規定する「城主」に該当す  
るが、現に奥羽の城柵に置かれていた城司は「城主」の範疇には含  
まれないと判断していたことを示しているともみるべきであろう。し  
たがって筆者は、このことはむしろ平安初期において、奥羽の城柵  
に派遣される城司は、律令の規定する「城主」とは法的に関係がな  
いと理解されていたことを示す重要な根拠になると考える。そし  
て、この『令義解』の説は軍防令と衛禁律に規定された「城主」が、

実際にはほとんど置かれることがなかったことを示しているとも解  
されるのである。<sup>30)</sup>

つきに律令における「関司」の規定を検討し、「城主」の法的地  
位との異同を明らかにしたい。<sup>31)</sup> まず関係の条文を掲げる。

(e) 職員令70大国家

大国家

守一人。〔掌、神社、戸口簿帳、字養百姓一、勸課農桑一、  
糺察所部一、貢奉、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、  
徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵駅、伝馬、烽候、城牧、過所、公  
私馬牛、關遺雜物、及寺、僧尼名籍事。余守准此。其陸奥・  
出羽・越後等国、兼知饗給、征討、斥候一。壹岐・対馬・日向・  
薩摩・大隅等国、惣知鎮捍、防守、及蕃客、帰化一。三関国、  
又掌関割及関契事一。……〕

(f) 考課令49最条

譏察有方、行人無擁、為関司之最一。

(g) 軍防令54置関条

凡置関心守固一者、並置配兵士一、分番上下。其三関者、  
設鼓吹軍器一、国司分当守固。所配兵士之數、依別式一。

「関司」なる官名は(f)にみえるが、この「関司」について、(f)条の



『令義解』は「関司、謂、依<sub>二</sub>軍防令<sub>一</sub>国司分当守固是也」と(g)の条文の規定に対応するとし、同条『令集解』所引の令釈も同じ解釈をしている。さらに同条の古記も「関司、軍防令云、……」として大宝令の同条を掲げているので、三関国の国司が三関を「分当守固」する規定は大宝令にさかのぼり、しかもその三関を「守固」する国司が考課令に最の規定のある「関司」のこととされていたことが知られる。そしてそれが(e)の三関国の守の「掌<sub>二</sub>関割及関契事<sub>一</sub>」という規定に対応しているのである。したがって「関司」に関する律令の規定はきわめて整合的であり、疑問の余地がない。これに奥羽越の城柵に関する規定を対比してみると、(e)は奥羽越の守に固有の職掌として「饗給(大宝令は「撫慰」、征討、斥候)を掲げるが、(f)についてはこれに対応する条文を欠いているし、兵士を率いて城柵を「分当守固」すべきことを規定する、(g)に対応する条文も存在しない。したがって律令においては、奥羽越の国司を城柵に派遣して「関司」と同様の方式で「分当守固」させるといふようなことは、そもそも想定されていないとみるべきであろう。そして「城主」は、(f)や(g)に対応する条文を欠くことからみても、「関司」のような国司の主官としては規定されていないと考えざるをえないと思われる。

なお、「関司」は『統日本紀』では天平元年(七二九)五月庚戌条に初見し、延暦八年(七八九)四月乙酉条にも「先<sub>レ</sub>是伊勢・美濃等関、例上下飛駅函、関司必開見」とみえており、実際に三関に置かれて、名称も令の規定どおりであったことが確かめられる。一

方、城司に関しては、史料が集中している秋田城についてみると、まず『統日本紀』宝龜十一年(七八〇)八月乙卯条では「差<sub>二</sub>(鎮狄)使若国司一人<sub>一</sub>、以為<sub>二</sub>專当<sub>一</sub>」と、特定の名称は使われておらず、『類聚国史』天長七年(八三〇)正月癸卯条でも「鎮秋田城国司」とよばれている。ようやく『藤原保則伝』で、元慶二年(八七八)の元慶の乱勃発時に秋田城に駐在していた出羽介良岑近を「秋田城司」とよぶようになり、さらに『日本三代実録』元慶三年六月廿六日乙酉条で乱後の支配体制強化のために秋田・雄勝両城に複数の城司を任ずるが、それを「秋田城城司」「雄勝城城司」とよんでいる。後述するように、威奈大村墓誌銘の「越後城司」は「越後守」の漢文的修辭にすぎず、法制的な地位とはみなしがたいので、結局、「城司」の呼称が定着するのは九世紀半ば以降のこととみられる。これまた「関司」が律令の規定に基づくものであるのに対して、城司が令外の地位であることを示すものと考えてよいであろう。

以上の検討によって、律令法上の「城主」と「関司」は性格を大きく異にしており、「関司」に関する規定を援用して「城主」の法制的な地位を考えることには方法的に問題があることが明らかに思ったと思われる。

なお「関司」は、「城主」とは大きく異なるが、奥羽の城柵に派遣された城司とは確かに類似しているところがあるので、城司のあり方を考える際に参考になることは今泉氏の指摘のとおりである。前掲(g)軍防令54置関条に規定されている国司が兵士を率いて「関



司」として三関の守衛にあたるという方式は、奥羽の城柵に国司が派遣されて城司として城柵の防守を担当することと基本的に同じである。ところが本条には、ほかにも城司のあり方を考えるうえで参考にすべき点がある。それは、まず本条の最初に「凡置<sub>レ</sub>関<sub>二</sub>守固<sub>一</sub>者、並置配<sub>二</sub>兵士<sub>一</sub>、分番上下」とある点である。すなわち本条では、最初に関の守衛には軍団兵を配備すべきことを規定し、ついで三関についてはとくに「鼓吹軍器」を備えて国司が「分当守固」すべきことを定めているのである。ここからみて、律令は国司が主として守衛にあたるべき三関と、国司を派遣しないそれ以外の「関」とを想定していたとみられる。これを裏づけるのが『令義解』の「言三関者、国司別当守固、其余差<sub>二</sub>配兵士<sub>一</sub>」という注釈で、律令制下の「関」には国司が兵士を率いて「関司」として守衛する三関と、兵士を配備するのみで「関司」は不在の「関」の二通りがあるとしている。ここで注目されるのは、「関司」を置かないで兵士のみが配備される関が規定されていることである。このことをふまえれば、奥羽の城柵にも城司を常駐させないで兵士を配備することがあってもおかしくないことになろう。

つぎに、三関を「分当守固」する国司を『令義解』が「謂、目以上也」と記している点が注目される。目以上の国司から「関司」を任じることが令意であることは、(f)考課令49最条に「関司」の最が規定されていることから裏づけられる。考課令最条は、内長上官の最を規定したものであり、国の史生は雑任で内分番官であるから、この「関司」が史生を含まず、目以上であることは明白であ

る。前節で、今泉氏の城司に史生も含まれるとする説が成り立ちがたいことを指摘したが、このことは兵士の指揮権をもつ「関司」が目以上とされていることから傍証されよう。

このように「関司」と城司のあり方を比較してみると、城柵には城司が常駐するものとそうでないものがあり、城司には目以上の国司が当てられたとする私見と、律令の「関司」の規定はよく合致しており、この点からも私見が補強されるのではないかと考える。

なお律令には兵士のいない城を規定した条文があるので、つぎに取り上げておきたい。養老軍防令53城隍条は、城隍の修理に關してつぎのように規定している。

凡城隍崩頽者、役<sub>二</sub>兵士<sub>一</sub>修理。若兵士少者、聽<sub>レ</sub>役<sub>二</sub>随近人夫<sub>一</sub>。  
……

このうち「若兵士少者、聽<sub>レ</sub>役<sub>二</sub>随近人夫<sub>一</sub>」の部分は、賦役令集解37雜徭条所引古記に「若兵士少及无者、聽<sub>レ</sub>役<sub>二</sub>人夫<sub>一</sub>」<sup>(5)</sup>とあり、大宝令は兵士がいけない城も想定した条文になっていたことが知られ、注目される。一方、軍防令65縁辺諸郡人居条には

凡縁<sub>二</sub>東辺北辺西辺<sub>一</sub>諸郡人居、皆於<sub>二</sub>城堡内<sub>一</sub>安置。……其城堡崩頽者、役<sub>二</sub>当処居戸<sub>一</sub>、随<sub>レ</sub>関修理。

とあり、「城堡」が崩壊した場合には「当処居戸」を役して閑月に修理をするよう定められている。「堡」とは、『令義解』に「高<sub>レ</sub>土以為<sub>レ</sub>堡、障<sub>二</sub>防賊<sub>一</sub>也」とあって、土塁状の防御施設を意味する。53条では「城隍」の修理に兵士を優先的に役することになっているのに、本条で「城堡」の修理に「当処居戸」を役するよう規定され

ているのは、「城堡」が辺郡の人居を「安置」する施設であって、『令義解』に「此非<sup>二</sup>守固之城<sup>一</sup>。故役<sup>二</sup>居戸<sup>一</sup>修理。上条城隍崩頽者、此守固之城。故役<sup>二</sup>兵士<sup>一</sup>修理」とあるように、「守固之城」ではなく兵士が配備されていないためとみられる。

「堡」（保）とよばれる施設は中国の史料には頻出する。『礼記』月令に「四鄙、入<sup>レ</sup>保」とあるので、もともと辺境に営まれた施設を意味したが、しだいに小型の城という意味でごく普通に用いられるようになっていったようである。一方、列島の東北地方で営まれた初期の「柵」（＝<sup>二</sup>困郭集落<sup>一</sup>）はまさに人居（＝<sup>二</sup>柵戸<sup>一</sup>）を安置する施設であり、村田晃一氏のいう「三重構造城柵」も外郭施設の内部に居住区を取り込んだ形態をとっている点で「堡」に類似する。

かつて高橋富雄氏は辺境の村落として「堡村」を提唱したことがあり、最近になって阿部義平氏も七世紀後半代の「柵」は、軍防令の「堡」にほかならないという見解を示している<sup>(34)</sup>。しかしながら、これらの説に共通する疑問は、そもそも65条が実効性のある条文であったといえるのかという点である。

七世紀後半代の「柵」は、住居群を中に取り込んだ施設という点で確かに「堡」に類似するが、外郭施設が材木塀と溝で構成されている点で、土塁をめぐらした施設である「堡」と異なる。列島の縁辺ではそもそもこういった施設が「堡」とよばれた事例はなく、磐舟柵・都岐沙羅柵などのように「柵」とよばれるのが通例であったとみられる。また八世紀後半以降の「三重構造城柵」は外郭に土塁をめぐらす点で「堡」に類似するが、その多くは兵士が配備され、

城司ないしは郡司が駐在していたとみられる点で、令条の「堡」とは明らかに異なる。またこれらは「城」「塞」などとよばれたとみられ、やはり「堡」とよばれた例は見いだしがたい。軍防令65条に相当する唐令は復元されていないが、おそらく唐令に該当条文が存在している、日本ではそれを継受しつつ必要な変更を施して大宝軍防令縁辺諸郡人居条が成立したのではないかと思われる<sup>(35)</sup>。一方、列島の東辺・北辺では七世紀後半代から「柵戸」を附属した「柵」が構築されるが、軍防令65条は「柵」ではなく、列島の城柵に関わる呼称として定着しなかった「堡」を使用していることなどからみて、右のごとき歴史的事実をふまえた規定とは考えがたい。

このように軍防令65条は実効性のない条文とみられるので、ここからただちに城柵の実態を議論することは慎まなければならないが、大宝軍防令城隍条と並んで兵士が配備されていない城を想定していることは注目される。律令もまた多様な形態の城柵を想定しているのである。

つきに威奈大村墓誌銘の「城司」をとりあげてみたい。墓誌銘の關係部分を掲げる。

慶雲二年、命兼<sup>二</sup>太政官左小辨<sup>一</sup>。越後北疆、衝接<sup>二</sup>蝦虜<sup>一</sup>、柔懷鎮撫、允<sup>レ</sup>属<sup>二</sup>其人<sup>一</sup>。同歲十一月十六日、命<sup>レ</sup>脚除<sup>二</sup>越後城司<sup>一</sup>。……慶雲四年歲在<sup>二</sup>丁未<sup>一</sup>四月廿四日、寢<sup>レ</sup>疾終<sup>二</sup>於越城<sup>一</sup>。時年卅六。……

墓誌銘には、威奈大村は慶雲二年（七〇五）十一月十六日に「越後城司」に除されたとある。一方、二ヶ月余あとの『続日本紀』慶雲

三年閏正月庚戌条には「猪名真人大村、為<sup>二</sup>越後守<sup>一</sup>」という記事がある。今泉氏は両者を同一の事実とみて、墓誌銘の「越後城司」とは「守のもつ職掌に基づく地位」であり、「越後守大村は、国府に城司の地位で駐在するとともに、他の城柵の城司を統轄していた」とし、墓誌銘から大宝律令施行直後に、国守が城司となって国府に駐在したことを証する唯一の根拠としている。ここで問題になるのは、墓誌銘の「城司」を今泉氏のごとく「守のもつ職掌に基づく地位」の呼称とみてよいのかという点である。

墓誌銘は威奈大村の位階と官職の叙任について、比較的詳細に記している。そのうち官職については、文武朝に小納言に任じられたことにはじまり、大宝令施行後、侍従・左小(少)弁を兼ね、「越後城司」に任じられて、慶雲四年(七〇七)に四六歳でなくなったと記す。かりに『続日本紀』の記す越後守と墓誌銘の「越後城司」が別のものとする、墓誌銘は大村の官歴のなかでもっとも重要な越後守への任官を省いたことになる。これは墓誌の性格からしてありえないことと見てよい。このことからみても、「越後城司」は越後守のことと断じてよいと思われる。

さて、「越後城司」の「越後城」とは、後文の「越城」に同じで、このとき越後国府があった淳足柵の中国風の表現とみられる。国府を「城」と表記したのは、墓誌銘に「越後北疆、衝接<sup>二</sup>蝦夷<sup>一</sup>、柔懐鎮撫、允属<sup>二</sup>其人<sup>一</sup>」とあるように、越後国が蝦夷と境を接しその支配が越後国司の重要な任務であったことと無関係でないが、当時一般的であった「柵」ではなく「城」を用いていることから、

漢文的な修辭とみてよい。とすれば、「城司」自体もまた漢文的な修辭とみるのが自然であろう。それでは、「城司」はどのような語句の中国風な表現と考えたらよいであろうか。

今泉氏は、「官名は『続紀』の越後守が正式なもの」としながらも、既述のように「越後城司は守のもつ職掌に基づく地位」と解釈している。しかしこの解釈は、墓誌銘の記述に即したものとはいえない。墓誌銘には「命<sup>レ</sup>卿除<sup>二</sup>越後城司<sup>一</sup>」とあり、「越後城司」に任命したと記されているから、これは官職そのものであって、官職に付随した「地位」のごときものでないことは明白であろう。そして「越後城司」が官職であるとすれば、これを『続日本紀』の越後守任命記事と同一事実の記録とみる限り、「越後城司」と越後守も同一のものであると考えざるをえない。そうすると「越後城司」とは、国府淳足柵(=越後城)に駐在し、越後国内の民政とともに蝦夷支配にもたずさわる越後守を中国風な修辭を用いて表現したに過ぎないものとみるのが妥当と思われる。墓誌銘から読み取れる事実は、越後守=越後城司に任じられた威奈大村が国内の民政とともに越後国北辺の蝦夷支配に尽力し、治績をあげたことを称賛している、という範囲に止めるべきであって、これを律令の「城主」の実例とみなし、さらには国司を城柵に派遣する城司制の嚆矢と解するのは、筆者には行き過ぎた解釈のように思われる。

以上、本節では律令条文の「城主」をめぐる問題を取り上げて検討してきたが、「城主」は「辺城」にあって城門の開閉とそれに付随する管鑑の管理を主務とする官人として規定されており、国司が

兵士を率いて城柵の防守と蝦夷支配にあたる律令制下の城司とはまったく異なること、また威奈大村墓誌銘の「越後城司」は「越後守」の漢文的修辭表現にすぎず、これを令文の「城主」の実効性や城柵派遣官としての城司の存在を示す史料とみなすことはできないことを指摘した。それでは城司制はいつごろ、どのような経過をへて成立してきたのであろうか。

## 五、城司制の形成過程

前節で検討したように、律令に規定された「城主」が城司とは全く異なるもので、威奈大村墓誌銘にみえる「越後城司」が越後守の漢文的修辭にすぎないとすれば、大宝令施行当初までは城司の存在を確認できる史料は皆無ということになる。では城司制は城柵の形成過程のなかでいかにして成立、展開していったのであろうか。

城司の存在を示す最古の史料は、確実なところではつぎの『続日本紀』宝龜十一年（七八〇）八月乙卯条の秋田城停廢問題の記事であらう。

出羽国鎮狄將軍安倍朝臣麻呂等言、狄志良須・俘囚宇奈古等款曰、己等拋<sub>レ</sub>憑官威<sub>一</sub>、久居<sub>二</sub>城下<sub>一</sub>。今此秋田城、遂永所<sub>レ</sub>棄歟。為<sub>レ</sub>番依<sub>レ</sub>旧、還保乎者。下<sub>レ</sub>報曰、夫秋田城者、前代將相僉議所<sub>レ</sub>建也。禦<sub>レ</sub>敵保<sub>レ</sub>民、久經<sub>二</sub>歲序<sub>一</sub>。一旦挙而棄<sub>レ</sub>之、甚非<sub>二</sub>善計<sub>一</sub>也。宜<sub>下</sub>且遣<sub>二</sub>多少軍士<sub>一</sub>、為<sub>中</sub>之鎮守<sub>上</sub>。勿<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>輒<sub>二</sub>彼帰服之情<sub>一</sub>。仍即差<sub>二</sub>使若国司一人<sub>一</sub>、以為<sub>二</sub>專當<sub>一</sub>。又

由理柵者、居<sub>二</sub>賊之要害<sub>一</sub>、承<sub>二</sub>秋田之道<sub>一</sub>。亦宜<sub>二</sub>遣<sub>レ</sub>兵相助防禦<sub>一</sub>。……

ここで秋田城下の狄志良須・俘囚宇奈古らが、いったん放棄された秋田城をこのまま棄ててしまうのか、それとも旧来のように兵士を上番させて守衛させる体制にもどすのかを聞いてきたのに対して、政府は秋田城を完全に放棄してしまうのは非常によくないので、若干の軍士を秋田城に派遣して鎮守させるとともに、鎮狄使か国司から一人を選んで秋田城の鎮守を専當させ、また由理柵は「賊」（＝敵対している蝦夷）の要害に位置しているので、兵士を派遣して防禦するよう命じている。

この史料は、城柵と城司の関係についていくつかの重要な事実をわれわれに提供してくれる。まず第一に、狄志良須らの陳情を受けて、秋田城に鎮狄使もしくは国司を「専當」官として派遣して兵士を率いて守備にあたらせることにしているが、これがおそらく「為<sub>レ</sub>番依<sub>レ</sub>旧、還保」ということに相当するものであろうから、これ以前から秋田城は国司が城司として兵士を率いて鎮守する体制がとられていたとみられる。第二に、狄志良須らが「今此秋田城、遂永所<sub>レ</sub>棄歟……」といっていることからすると、城司による鎮守体制が解かれてもおお「城」とよばれていることが確認される。第三に、由理柵には「遣<sub>レ</sub>兵相助防禦」するよう命じているのみなので、専當官は派遣されなかったとみられる。「相助防禦」とあるのは、秋田城と連携、協力して防備にあたれという意味に解されるから、おそらく秋田城にいる城司の指揮のもとで連携しながら蝦夷の攻撃

に備えたのであろう。

さて右の史料で城司制の成立時期の観点から注目されるのは、秋田城は鎮守体制がいったん解かれる以前にも城司による鎮守体制がとられていたとみられることである。近年、このことを裏付ける木簡が発見された。それは秋田城跡出土の第一〇号・一二号漆紙文書である<sup>(38)</sup>。それによれば、神護景雲四年（＝宝龜元年（七七〇））ごろの秋田城に、「介御館」があったことが知られる。

秋田城と出羽国府の関係をめぐっては、周知のように諸説があり、いまだ決着をみていないが、筆者は出羽国府は一貫して庄内地方にあり、秋田城に国府が置かれたことはなかったとする今泉氏の説を支持する。そうすると、神護景雲四年（七七〇）ごろの「介御館」は、出羽介が城司として秋田城に常駐していたことを示すことになる<sup>(39)</sup>。

なお出羽国の城司の事例としては、いずれもすでに取り上げたものであるが、天長七年（八三〇）正月に「鎮秋田城国司正六位上行介藤原行則」がみえ、さらに同年閏十二月には「雄勝・秋田等城」に国司を配置していることが知られるし、元慶の乱の際には出羽介良岑近が「秋田城司」の地位にあった。さらに乱終結後の元慶三年（八七九）には、出羽権掾一人と権大目二人の三人を秋田城司に、権掾二人・権大目一人・少目一人の四人を雄勝城司に任じて、防備体制を強化している<sup>(40)</sup>。このうち雄勝城司は一〇世紀以降は姿を消すが、秋田城司は「出羽城介」、のちには「秋田城介」とよばれて存続する。『和名類聚抄』巻五国郡部の「秋田郡」につけられた「有

レ城企治」の「企」は「介」の誤りとみられ<sup>(41)</sup>、一〇世紀には出羽介が秋田城司に任じられることが通例となっていたことがうかがわれる。

秋田城にいつごろから城司が置かれるようになったのかについては明証はないが、秋田城の立地が「孤二居北隅」<sup>(42)</sup>としており、また渡嶋・津軽等の蝦夷や渤海使の来航地でもあり、さらに考古学的にみても政庁が当初より九四×七七mの規模で、郡庁の企画よりも明らかに大きく、いわゆる「国庁型」の政庁であることなどをふまえると、天平五年（七三三）に出羽柵が秋田高清水村に移転した時点で出羽国司が城司として常駐する体制がとられていたとみてよいと思われる。雄勝城も、国府や他の城柵から隔たったところに位置することなどからみて、八世紀半ばの創建当初から城司が常駐していたとみてさしつかえないであろう。

このように出羽国では、秋田・雄勝二城には城司が派遣されていたことが明らかであり、その体制は創建当初まで遡ることが推定される。その一方で、由理柵のように城司が駐在しない城柵も存在したことが確認できた。

それに対して陸奥国は、城司に関する史料に乏しい。確実なものは、今泉氏が鎮官駐在城司制と名づけた胆沢城鎮守府の段階にまでくだる。ただし、宝龜十一年（七八〇）に伊治公皆麻呂が反乱を起こしたときに、按察使兼陸奥守の紀広純と牡鹿郡大領道嶋大楯を殺害するが、陸奥介の相伴真綱のみは囲みの一角を解いて外に出し、多賀城まで護送したという記述がある。『続日本紀』には真綱がこ

のときどうして伊治城にいたのかは記されていない。しかし広純・大楯・皆麻呂の三名については覺繁城造営のために俘軍を率いて伊治城に來たと明記されているから、真綱はそれ以前から伊治城に滞在していたと考えるのが自然であろう。そうであれば、介の真綱は伊治城の城司であったとみることができると思われる。とすれば、伊治城は奈良時代における陸奥国最北の城柵であるから、その城司派遣は創建当初の神護景雲元年（七六七）にまでさかのぼるとみてよいであろう。桃生城も、後述のように城司を派遣する「準国府型」の類型の城柵とみてよいとすれば、天平宝字三年（七五九）の創建時から城司が派遣されていた可能性が高い。

つぎに天平九年（七三七）の「玉造等五柵」であるが、これについては第三節で述べたように、少なくともこのとき大楯が派遣された牡鹿柵と、持節使も国司も派遣されなかった二柵（通説によれば、色麻柵と名称不明の一柵）には、ふだんから国司は駐在していなかったとみてよいが、持節副使が派遣された玉造柵と同判官が派遣された新田柵には、これ以前、国司が城司として常駐していた可能性が残る。ただし玉造柵の比定地である名生館遺跡と新田柵跡は直線で一〇km程度の距離で、それほど離れてはいないので、両柵ともに国司が駐在していたというのは、想定しにくいように思われる。そうすると、積極的な根拠はないが、五柵のなかで城司が派遣されていた城柵であったのは、このとき持節副使が派遣され、五柵のなかでもっとも重要視されていたとみられる玉造柵ぐらいのものではなかったかと推測される。

出羽国では、天平五年に秋田に移転した出羽柵が城司が常駐するようになる最初ではないかと考えたが、一方、陸奥国は出羽国にくらべて城司関係の史料がとぼしく、その形成過程を裏付けることはきわめて困難である。ここでは、養老四年（七二〇）の陸奥の蝦夷の反乱が契機となって多賀城が創建されると同時に鎮守府・鎮兵制などが整えられ、さらには「玉造等五柵」のいくつかが造営されたとみられる多賀城創建期に玉造柵にだけは城司が派遣されて、このとき城司制が創始されたのではないかと、想定しておきたい。

### むすびにかえて——残された二、三の問題——

以上、近年の「玉造等五柵」をめぐる考古学分野の研究の進展に触発されて、文献上の「玉造等五柵」や大崎・牡鹿地方の城柵・官衙遺跡のあり方を出発点として城司制、さらには古代城柵について再検討を行ってみた。はからずも、これまで筆者が支持してきた今泉隆雄氏の城司制論に異論をとなえることになり、すべての城柵に城司を派遣していたとする今泉氏の見解は成り立ちがたいという結論に達した。

古代に「城」「柵」「塞」などとよばれたのは、周囲を柵（材木堀）・築地・土塁・石塁・堀・溝などで囲まれた防御機能をもつ施設全般であって、城司機構という城柵に特有の官司機構を有するのは一部の城柵に限られていた、というのが筆者の現時点での見解である。律令の規定においても、「城主」は「辺城」にあって城門の開閉と

管鑑の管理を主とする官人にすぎず、「関司」や城司のごとき国司の派遣官として規定されてはならず、兵士のいない城さえも想定されているのである。

このように、古代の城柵はきわめて多様な実態をもっていた。奥羽越の城柵にかぎってであるが、試みに類型化をしてみると、(1)多賀城や淳足柵、創建当初の出羽柵、遺跡では郡山遺跡Ⅱ期官衙、城輪柵跡などの「国府型」、(2)秋田城・雄勝城・胆沢城のような城司が常駐する「準国府型」、そして(3)牡鹿柵・新田柵・色麻柵、遺跡でいえば東山遺跡・城生柵跡・赤井遺跡などの「郡家型」、さらには(4)由理柵・中山柵・覚繁柵(城)などの「軍事拠点型」、(5)宮城県内の長町駅東遺跡・一里塚遺跡・赤井遺跡・山王遺跡・権現山三輪田遺跡などの七世紀後半代を中心にした「柵」型(「囲郭集落型」)遺跡、の少なくとも五類型の城柵があったとみられる。このうち城司が常駐していたのは(1)と(2)のみということになる。また(5)は兵士が常駐しないタイプの城柵である。

五類型のなかでは(4)がもっとも実態がつかみにくい、これを「軍事拠点型」とした根拠は、既述のように由理柵が城司の駐在しない城柵であったとみられることに加えて、いずれも郡名を帯びていないこと(7)から郡家とも考えがたいことがあげられる。さらに由理柵は、「居二賊之要害一、承二秋田之道一」(『続日本紀』宝龜十一年(七八〇)八月乙卯条)とあるように、軍事的要衝に位置していたとされ、覚繁城も、実際には伊治公皆麻呂の乱が勃発したために造営されなかったとみられるが、「宜下造二覚繁城一、得中胆沢之地」(8)とさ

れていて、胆沢の地を制圧するための戦略的要衝に造営が予定されていた。また中山柵は、「地之險阻、夷俘所<sub>レ</sub>憑」(9)といわれた遠山村を宝龜五年(七七四)に制圧した後、そこに建造された海道<sub>の</sub>蝦夷に対する拠点な城柵と考えられているので、これらはいずれも三八年戦争期に造営されたか、計画された軍事施設とみてよいと思われる。

また、玉造柵や伊治城・桃生城は(2)の「準国府型」か、それとも(3)の「郡家型」か、決め手に欠けるが、既述のように伊治城は城司が駐在していたと解しうる史料があり、桃生城は政庁が東西六六m×南北七二mで、第二次雄勝城跡とみられる私田柵跡にほぼ匹敵する規模であって、いずれも城司駐在の可能性が高いと思われるし、玉造柵(名生館遺跡第Ⅳ期か)も「玉造等五柵」のなかでもっとも重要視されていることからみて、五柵のうちで唯一城司が駐在していたとみておきたい。これらの城柵は、柳澤氏が想定したような城柵・郡家併置型の城柵であった可能性も考えられよう。

さらには、村田氏が提起した「三重構造城柵」と如上の城柵の諸類型がどう関わるかということも今後の課題であるが、一応、(2)および(3)の類型の城柵のなかに、八世紀後半以降、「三重構造城柵」に発展していくものがあるともみておきたい。

以上、本稿での検討をふまえて古代東北の城柵の分類を試みてみたが、文献史学と考古学の両分野の研究の統合をめざすためには、なお解決しなければならぬ課題がいくつか残されているので、最後にそれらの課題に対する見通しを述べておきたい。



その一つは「玉造等五柵」の解釈をめぐる問題ある。第一節でふれたように、これまで史料(b)にみえる「玉造等五柵」(Ⅱ玉造・新田・牡鹿・色麻の四柵に名称不明の一柵)をこの時点で大崎・牡鹿地方に存在した城柵のすべてとみるのが一般的であり、筆者もそのように考えてきた。ところが、村田氏や本稿のように、外郭をめぐらした施設をすべて城柵とみる立場に立つと、天平期前後に大崎・牡鹿地方には、村田氏の指摘によれば、少なくとも東山遺跡、城生柵跡、名生館遺跡、小寺・杉の下遺跡、三輪田・権現山遺跡、新田柵跡、赤井遺跡の七つの城柵が存在したことになり、「玉造等五柵」の数を上まわってしまうのである。そこでこの問題を簡単に検討しておきたい。

まず「玉造等五柵」を、天平九年の時点での大崎・牡鹿地方の城柵の総数とみてよいかという点であるが、これは史料(b)の陸奥出羽連絡路開削記事の読解にかかわる問題である。同記事の関係部分の要旨をつぎに掲げてみる。

- ① 二月一九日に、持節大使藤原麻呂が多賀柵に到着し、鎮守将軍大野東人と協議して坂東六国から一〇〇〇人の騎兵を徴発した。
- ② そのなかから、勇健一九六人を選んで將軍東人の指揮下に置き、四五九人を「玉造等五柵」に配備し、多賀柵にとどまった。藤原麻呂らは残りの三四五人を率いた。
- ③ 持節副使從五位上坂本宇頭麻佐を玉造柵に、同判官正六位上大伴美濃麻呂を新田柵に、陸奥国大掾正七位下早部大麻呂を牡

鹿柵に派遣して鎮守させ、「自余諸柵」は旧来のとおりに鎮守させた。

- ④ 同月二五日に東人が多賀柵を出発した。
- ⑤ 四月一日に東人は持節使の判官從七位上紀朝臣武良士等、および騎兵・鎮兵・当国兵・帰服狄俘を率いて部内の色麻柵を發つて、その日のうちに出羽国大室駅に到着した。

この記事で当面問題となるのは、③の「自余諸柵」とはどの柵を指すのかという点と「玉造等五柵」と⑤の色麻柵との関係である。これまで「玉造等五柵」をこの地域に存在した城柵のすべてと考えてきたので、当然のことながら、色麻柵も五柵の一つに数えて、残りの一柵だけが不明としてきた。そうすると「自余諸柵」とは、「玉造等五柵」から玉造・新田・牡鹿の三柵を除いた二柵のことで、具体的には色麻柵と名称不明の一柵をさすことになる。しかしながらこの理解は、「玉造等五柵」をこの時点での大崎・牡鹿地方のすべての城柵とみなすことが前提とされており、それが変われば根底からくずれかねない解釈である。

大崎地方で城柵の可能性の高い遺跡が続々と発見されている現状をふまえて、もう一度史料(b)の文脈に立ち返って考えてみると、これまで大崎・牡鹿地方の城柵は「玉造等五柵」以外には存在しないとみてきたのは、史料(b)の文脈に即した解釈とはいえないと思われる。というのは、①②によれば「玉造等五柵」とは坂東諸国から動員された一〇〇〇人の騎兵のうちの四五九人を配備した城柵のことだからである。したがって、この史料からは「玉造等五柵」が大崎・



牡鹿地方に存在した城柵のすべてかどうかは判断できないといわざるをえない。つきに③で玉造柵・新田柵・牡鹿柵にそれぞれ持節副使・判官・国大掾を派遣したのは、「玉造等五柵」に騎兵を配備したことにともなう措置とみられるから、これらの三柵は「玉造等五柵」に含まれるとみてよいと思われる。しかしながら⑤の色麻柵が出てくるのはつぎの段落の部分で、完成した新しい道路を通じて出羽国に向かう記事のところであるから、「玉造等五柵」がこの時点の大崎・牡鹿地方のすべての城柵とは限らないとすれば、これが「玉造等五柵」に含まれるかどうかもわからないということになる。もちろん色麻柵が「玉造等五柵」の一つである可能性は否定できないが、そうであると断定もできないということである。

それでは「自余諸柵」はどう理解したらよいであろうか。これまでに「自余諸柵」とは色麻柵と名称不明の一柵の二柵のことと理解してきたが、これは既述のように、「玉造等五柵」を大崎・牡鹿地方のすべての城柵とみていたからである。その前提が確かでないとする、「自余諸柵」はどう考えたらよいであろうか。改めて③をみると、「自余」とは直前の玉造・新田・牡鹿の三柵を受けた文言であるから、この三柵以外ということは明白である。問題は、この「自余」が②の「玉造等五柵」を前提としたものかどうかということである。前提としたものであれば、「玉造等五柵」のうち三柵以外の二柵ということになるが、そうでなければ、この時点で大崎・牡鹿地方に存在した三柵以外のすべての城柵ということになる。筆者は後者の解釈が妥当と考える。それは「自余諸柵」のすぐあとに

「依<sup>レ</sup>旧鎮守」とあって、これが鎮守体制にかかわる記述であることが知られるが、そうすると城柵の「鎮守」（＝兵士を配置して警備すること）は兵士を配備したすべての城柵に関わるものであって、騎兵を配備した城柵だけに限定できないから、当時、大崎・牡鹿地方に「玉造等五柵」以外にも城柵が存在していれば、当然、それらの城柵の鎮守体制も含めて「依<sup>レ</sup>旧鎮守」と述べているとみるべきであろう。

以上の検討によって、「玉造等五柵」とは、当時、大崎・牡鹿地方に存在したすべての城柵をさしたものは限らないこと、そしてそのことをふまえると、「自余諸柵」も色麻柵と名称不明の一柵に限定して考えることはできないことが明らかに思ったと思われる。したがって天平期前後に、大崎・牡鹿地方に少なくとも七つの城柵が存在したとみる村田氏の見解は、十分に成立しうると考えられる。

最後に、「玉造等五柵」のその後をめぐる問題について、現在の見通しを述べておくことにしたい。

村田氏は、さきに八世紀後半以降、陸奥国の黒川以北一〇郡以北の城柵（東山遺跡・宮沢遺跡・桃生城跡・伊治城跡・志波城跡）や出羽国の前線の城柵（弘田柵遺跡）が三重構造であることを論じたが、今回、さらにそれらに加えて城生柵跡・名生館遺跡Ⅳ期・新田柵跡も八世紀後半以降、三重構造化する、あるいは施設構成が三重化するという見解を示している。そうすると、それらのうち「玉造等五柵」関連遺跡である東山遺跡・城生柵跡・名生館遺跡・新田柵

跡は、いずれも八世紀後半代まで存続し、三重構造に変化するといふことになる。

文献史料では、「玉造等五柵」は天平九年の陸奥出羽連絡路の記事に現われたあとは、ほとんど史料に登場しなくなってしまう。わずかに玉造柵だけが、皆麻呂の乱後の『続日本紀』宝龜十一年十月二十九日条に「玉作城」としてみえ、延暦八年六月九日条以降は「玉造塞」がみえるようになる。これらのことから、文献の側では「玉造等五柵」は玉造柵を除いて八世紀後半には廃絶する、あるいは城柵としての機能がなくなってしまうことを示していると受け取られてきたように思う。筆者もそのように考えてきたが、はたしてそれでよいであろうか。

文献史料にみえる城柵の呼称は、天平宝字年間を境に、それまで「柵」を付してよぶことを原則としていたのが、「城」を付してよぶことが多くなり、伊治城が造営される神護景雲元年（七六七）以降は、ほとんどが「城」とよばれるようになる。ところが、そのなかで例外的に「柵」とよばれる城柵が残る。それが覚繁柵（覚繁城ともいう）・由理柵・中山柵の三つである。一方、宝龜五年（七七四）に勃発する三八年戦争期に文献に現われる城柵としては、上記の三つの城柵のほかに、陸奥国では多賀城・玉作城・玉造塞・伊治城・胆沢城・志波城の六つ、出羽国では秋田城・雄勝城・大室塞の三つと非常に少ない。このうち、玉作城は玉造柵の後身とみられ、いずれも名生館遺跡Ⅳ期に比定される。そしてそれが、柳澤氏というように、皆麻呂の乱後まもなく宮沢遺跡に移転したのが玉造塞と考え

られる。<sup>53</sup> 名称が異なる玉造塞と大室塞は別にして、神護景雲年間以降に「城」という呼称が一般化するなかで、「柵」とよばれた三つの城柵には共通点がある。それはいずれも城柵名が郡名と合致せず、史料に現われるのが一回、ないしは一時期のみで、遺跡も未発見（ただし覚繁柵は計画のみで建設されなかったとみられる）ということである。覚繁柵（城）は、造営計画とその最中に勃発した皆麻呂の乱に関連して宝龜十一年紀に三回登場するが、由理柵と中山柵はいずれも一回だけしか史料に現われない。これらが「軍事拠点型」として類型化できることはすでに述べたとおりである。一方、多賀城・玉作城（↑玉造柵）・玉造塞・伊治城・胆沢城・志波城・秋田城・雄勝城は、いずれも複数回史料に現われるし、遺跡の比定も、玉造塞と雄勝城についてまだ定説化をみていないほかは、いずれも明確である。また玉造塞に関しては、その有力な比定地である宮沢遺跡では政庁が未発見なので、性格を定めがたいが、払田柵を第二次雄勝城とみる説にしたがうと、ほかはほとんどの城柵が本稿でいう「国府型」か「準国府型」のいずれか、または「準国府型」の可能性の高い城柵である。

以上のことを総合すると、奈良時代後半以降、「城」と「柵」とよばれた城柵の間には、性格や規模のうえで大きな相違があったと思われる。それを概括的に述べると、前者が兵士が配備され、城司が常駐するタイプの城柵とみられ、文献史料にもしばしば現われるのに対して、後者は城司が常駐しない、比較的小規模の「軍事拠点型」の城柵で、文献史料に現われることはまれであったとみられる。

文献史料に現われる奈良時代前半の城柵はさらに数が少なく、陸奥国では天平九年の陸奥出羽連絡路開削の記事にみえる多賀柵・玉造柵・新田柵・牡鹿柵・色麻柵の五柵だけである。一方、出羽国では出羽柵のみが四回ほど登場する。この合わせて六城柵のうち、文献史料に複数回現われるのは多賀柵(城)・玉造柵(城)・出羽柵(↓秋田城)の三つであるが、いずれも「国府型」ないしは「準国府型」とみられるものばかりである。一方、「郡家型」とみられる新田柵・牡鹿柵・色麻柵はいずれも天平九年の記事以外にはみえないし、「玉造等五柵」のうちの一柵に至っては、その名称は一度も文献史料に現われることがないのである。

以上、文献史料に現われる奈良時代の城柵を簡単に検討してみたが、その結果、史料に登場する頻度が、城柵のタイプによって大きくかたよっていることが知られよう。本稿では東北の城柵を五つのタイプに類型化したのが、そのうち文献史料にある程度恒常的に現われるのは、ほぼ「国府型」と「準国府型」、すなわち城司が常駐する城柵に限られており、それ以外の城柵が史料に現われるのは偶発的な要素が大きいとみてよいと思われる。したがって「郡家型」や「軍事拠点型」の城柵は、文献に現われなくなっても存続していた可能性があるし、文献にまったく登場しない城柵も少なくなかったという可能性も考えておく必要があるのではなからうか。

さて、以上のような検討結果を念頭において、文献史学の立場から「玉造等五柵」が奈良時代後半以降も城柵として存続していたとみる余地があるかどうかを考えてみたい。まず注目されるのは、三

八年戦争が勃発した翌年の『続日本紀』宝亀六年(七七五)三月丙辰条のつぎのような記事である。

陸奥蝦賊騒動、自<sub>レ</sub>夏涉<sub>レ</sub>秋。民皆保<sub>レ</sub>塞、田疇荒廢。詔、復<sub>二</sub>当年課役・田租<sub>一</sub>。

前年の夏から秋にかけて陸奥国では蝦夷の争乱が続き、人びとがみな「塞」に立てこもって防守に努めたために田畑が荒廃してしまつた。そこで陸奥国のこの年の課役・田租を免除したというのである。この記事からいくつかの重要な事実が知られる。第一に、「塞」はたかさんの「民」がかなり長期にわたって立てこもって生活できたことがうかがわれる。第二に、そのために「田疇が荒廢」して「当年の課役・田租」が復除されたというのであるから、そのような「塞」が陸奥国にいくつも存在し、そこに立てこもって耕作に従事できなかった「民」も相当数いたということになる。この「塞」は村田氏のいう「三重構造城柵」を髣髴させる。

前年の宝亀五年七月に海道の蝦夷の桃生城襲撃を皮切りに三八年戦争に突入していくが、同年十月には按察使鎮守将軍大伴駿河麻呂らが海道の蝦夷の拠点であった遠山村を急襲、制圧する。この年にはさらに出羽国まで戦線が拡大していった。<sup>55)</sup>したがってこの時期には陸奥・出羽両国の北辺部の広汎な地域が戦場となったとみられ、黒川以北十郡のある大崎・牡鹿地方でも、当然、激しい戦闘が行われたと思われる。そうするとこの陸奥国の「塞」とは、この段階での陸奥国の北辺である栗原・桃生地方に加えて、大崎・牡鹿地方が含まれていたとみて間違いあるまい。「玉造等五柵」で奈良時代後

半まで存続が文献で確認できるのは玉作城（＝玉造柵）のみであるが、宝亀六年三月丙辰条の記述からみて「塞」が伊治城と玉作城のみを指すとは考えがたく、この地域にはもっと多くの「塞」、すなわち内部に居住区を取り込んだ「三重構造城柵」が存在していたとみて間違いないであろう。

つぎに、伊治公皆麻呂の乱が起こった翌年にあたる『統日本紀』天応元年九月辛巳条には「更遣大使藤原朝臣小黒麻呂。到即進軍、復三所レ亡諸塞」とあり、ここの「所レ亡諸塞」とは皆麻呂の乱の際に陥落した城柵のことであるが、これまた「諸塞」という表現から、具体的に判明する伊治城・多賀城のほかにも、いくつかの城柵が皆麻呂によって攻略されたことがうかがわれる。これを裏づけるかのように、新田柵跡では、北門跡・西門跡がいずれも八世紀後半に、火災で焼失していることが判明している。両門とも火災後に再建されているが、とくに西門は北に五〇m余離れた場所に再建されている。このときの火災の規模大きさをうかがわせるが、この火災を皆麻呂の乱にともなうとする見解も出されている。筆者もそうみてさしつかえないのではないかと思うが、そうだとすれば、これは右の『統日本紀』の記事の解釈を裏づけるものとなる。このように文献史料を再検討してみると、三八年戦争中に、史料から具体的に確認できる多賀城・伊治城・玉作城以外にも大崎・牡鹿地方にいくつかの城柵（塞）が存在しており、それらのなかには内部に居住区を取り込んだ形態をとるものが少なからずあったことがうかがわれるのである。したがって、村田氏が考古学的に提示し

た大崎・牡鹿地方の「郡家型」城柵が「三重構造城柵」化するという見解は、文献史料によっても裏付けられるといえよう。

以上、本稿では近年の「玉造等五柵」に関わる考古学的な研究に触発されて、城柵と城司の関係を中心に文献史学の立場から「玉造等五柵」を中心に古代東北の城柵について再検討を行ってみた。結果的に、これまで通説とされてきた今泉隆雄氏の見解を批判することになったが、今泉氏の研究が研究史的に重要なものであることは改めていうまでもない。古代城柵の官制の問題の重要性を広く認識させた画期的な論考であり、筆者も多大な学恩を蒙った一人である。今泉氏はじめ、諸賢の御批正をいただければ幸いである。

#### 〔付記〕

本稿は、本年四月二一日に本学の考古学実習室で行われた宮城県考古学会古墳・古代研究会での村田晃一・吾妻俊典両氏の研究報告が機縁となっている。とくに村田氏と、当日部会に参加された柳澤和明氏には多くのことをご教示いただいた。また筆者は、本稿脱稿後の本年七月一三日に、村田氏の案内で、米沢女子短期大学の吉田敏氏とともに壇の越遺跡の発掘現場、および東山遺跡と城生遺跡の外周をめぐる土塁跡を見学する機会を得た。その際に東山遺跡に隣接する早風遺跡の二ヶ所と城生遺跡の北方約一kmの地点で外周の土塁跡がきわめて明瞭に二重に残っていることを実見し、両遺跡が「三重構造城柵」化することが実感できた。あわせて感謝の

意を表したい。

## 注

- (1) 村田晃一「三重構造城柵論——伊治城の基本的な整理を中心として移民の時代2——」〔宮城考古学〕六、二〇〇四年。
- (2) 村田晃一「陸奥北辺の城柵と郡家——黒川以北十郡の城柵からみえてきたもの——」〔宮城考古学〕九、二〇〇七年。
- (3) 村田氏、前掲注(2)論文。
- (4) 村田氏、前掲注(2)論文。
- (5) 柳澤和明「玉造柵」から「玉造塞」への名称変更とその比定遺跡——名生館官衙遺跡Ⅳ期から宮沢遺跡へ移転——」〔宮城考古学〕九、二〇〇七年。
- (6) 齊藤篤「東山官衙遺跡に伴う方格道路」〔条里制・古代都市研究〕一九、二〇〇三年。
- (7) 村田晃一「7世紀集落研究の視点(一)——宮城県山王遺跡・市川橋遺跡を中心として——」〔宮城考古学〕四、二〇〇二年。
- (8) 熊谷公男「古代蝦夷と城柵の形成」〔歴史文化ライブラリー〕(吉川弘文館、二〇〇四年)。
- (9) 村田氏、前掲注(1)論文。
- (10) 山中敏史「国庁の構造と機能」〔古代地方官衙遺跡の研究〕塙書房、一九九四年。
- (11) 平川南「古代における東北の城柵について」〔日本史研究〕二二六、一九八二年。
- (12) 今泉隆雄「古代東北城柵の城司制」(羽下徳彦編『北日本中世史の研究』吉川弘文館、一九九〇年)。
- (13) 熊谷公男「古代城柵の基本的性格をめぐって」〔国史談話会雑誌〕三八、一九九七年。
- (14) なお熊田亮介氏は、秋田城跡第五四次調査区から出土した八世紀末と

みられる木簡群のなかに「廣面郷」という郷名があることに着目し、それを秋田郡の郷名と推定して、秋田郡自体はこれ以前から存在していたのであり、右の記事は秋田城の停廃にとまない、それまでほかの場所にあった「秋田郡の支配機構が秋田城に移されたことを意味する」とする見解を提示している(「秋田城と秋田郡」『秋田市史研究』四、一九九五年)。その場合にも、この「城」を郡司機構に対応する官司機構とみる点はわからない。

- (15) 岡田茂弘「城柵の設置」『古代を考える 多賀城と古代東北』(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (16) 熊谷公男「古代蝦夷と城柵の形成」〔歴史文化ライブラリー〕(吉川弘文館、二〇〇四年) 一三三頁。
- (17) 拙稿、前掲注(13)論文。
- (18) 『類聚三代格』承和七年九月二十三日太政官奏。
- (19) 『類聚三代格』貞観十八年三月十三日太政官符。
- (20) 倉住靖彦「大野城司考」(九州大学国史研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年)。
- (21) 堂本四郎氏所蔵文書、平安遺文四九〇〇号。なお『太宰府市史』資料編古代・中世史料一一四参照。
- (22) 徳田奈保子「陸奥国の鎮守制についての一考察——城司制論をめぐって——」〔続日本紀研究〕三三二号、一九九九年。
- (23) ただし、徳田氏が鎮官が城柵に駐在していたとすることはしたがいがたい。出羽国には鎮官が存在せず、国司が城司に任命されていたことを示す史料が複数存在するし、陸奥国でも胆沢城造営以前には、国司を兼帯していない鎮官が城柵に駐在していたことを証するに足る史料が存在しないからである。
- (24) 『類聚三代格』天長七年閏十二月二十六日太政官奏。
- (25) 『類聚三代格』仁寿四年八月一日太政官符。
- (26) 『日本三代実録』仁和三年五月二十日癸巳条。
- (27) 鈴木拓也「古代陸奥国の官制」〔古代東北の支配構造〕吉川弘文館、一九九八年。初出は一九九四年。

(28) 職員令によれば、諸国の史生は国の等級に関わりなく三名とされているが、神亀五年(七二八)の諸国史生定員の改正の際に、大國の史生を一人増やして四人にしている(『続日本紀』同年八月甲申条)。

(29) ただし実際には郡領が軍兵を指揮した例がある。宝亀十一年に紀広純が俘軍を率いて伊治城に入ったときに、牡鹿郡大領道嶋大楯と上治郡大領伊治皆麻呂の両名が広純にしたがって入城した(『続日本紀』宝亀十一年三月丁亥条)というのは軍兵の指揮に関わるとみられるし、元慶の乱の際に最上郡擬大領伴貞道・俘魁玉作宇奈磨らが政府軍五六〇人を率いて敵情の偵察を行っている例もある(『日本三代実録』元慶二年六月七日辛未条)。また元慶の乱勃発の際に出羽國が徵発をした「諸郡軍」(『日本三代実録』元慶二年三月廿九日乙丑条)というのも郡司配下の兵士ではなからうか。したがって城司が駐在しない城柵においては、郡領が軍兵を指揮した可能性も否定できない。

(30) 第二節で取り上げた主城は、弘仁十四年(八二三)に大野城などの管理専当官として置かれた大宰府の品官であるが、名称が「城主」に類似するし、当初定員が二名とされた点も「城主」の規定と合致する。

(31) 「関司」に関しては、野村忠夫「文献からみた美濃不破関」(『古代を考える』9) 美濃不破関の検討、一九七六年、同氏「令制の美濃不破関」(『奈良朝の政治と藤原氏』吉川弘文館、一九九五年。初出は一九七八年)を参照。

(32) 『新訂増補国史大系 令集解』四三六頁。

(33) 高橋富雄「古代辺境村落試論——いわゆる「堡村」の実態と問題点——」(『東北大学教養部文科紀要』一〇、一九六三年)。

(34) 阿部義平「古代城柵の研究(二)——城郭の成立と機能——」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三〇、二〇〇六年)。

(35) 本条の大宝令文は、『令集解』賦役令37雜條条古記によって「其城堡類者」以下がまったく同文であったことが確認できる。「唐令拾遺補」(東京大学出版会、一九九七年)一一七五頁参照。

(36) 威奈大村墓誌銘に関しては、山田孝雄「威奈真人大村墓誌銘の文の考證」(『奈良文化』二三、一九三二年)、小島憲之「上代日本文学と中国文学」

上(『稿書房』一九八六年)一〇七頁以下、奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『日本古代の墓誌』(同期舎、一九七九年、初出は一九七七年)、今泉隆雄「銘文と碑文」(『日本の古代』一四、中央公論社、一九八八年)など参照。

(37) この解釈は今泉隆雄「秋田城の初歩的考察」(虎尾俊哉『律令國家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年)による。

(38) 『秋田城跡出土文字資料集Ⅱ』(秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ)(秋田城を語る友の会、一九九二年)。

(39) 今泉氏、前掲注(37)論文。

(40) 『秋田市史』一卷 先史・古代通史編(秋田市、二〇〇四年)三七七頁以下(鈴木拓也氏執筆)参照。

(41) 『日本三代実録』元慶三年六月廿六日乙酉条。

(42) 鈴木拓也「弘田柵と雄勝城に関する試論」(鈴木氏、前掲注(26)書、初出は一九九七年)。

(43) 『日本後紀』延暦廿三年十一月癸巳条。

(44) 『続日本紀』宝亀十一年三月丁亥条。

(45) ただしこれらには、柳澤氏のいうような城柵(＝城司機構)に郡家が併置されたタイプの城柵が含まれている可能性もある。

(46) ただし、阿倍比羅夫の北征では、柵戸の統括者である柵造が授位されており(『日本書紀』斉明天皇四年七月甲申条)、柵戸が遠征の兵力の一部を構成していたとみられるので、実質的には兵力を有していたとみただ方がよいかも知れない。

(47) 山理(由利)郡は平安末期に飽海郡の北半部を分割して建てられたとみられ、「和名類聚抄」では飽海郡の管郷に由理郷がある。

(48) 『続日本記』宝亀十一年八月乙卯条。

(49) 『続日本記』宝亀五年十月庚午条。

(50) 鈴木拓也「九世紀陸奥國の軍制と支配構造」(鈴木氏、前掲注(26)書)。

(51) 村田氏、前掲注(1)論文参照。

(52) 村田氏、前掲注(1)論文。

(53) 柳澤氏、前掲注(5)論文。

- (54) 大室塞は出羽国最上郡大室駅付近の「賊之要害」に所在したとみられる城柵で、『続日本紀』宝龟十一年十二月庚子条に一度だけみえる。これを柳澤氏は、玉造塞とともに皆麻呂の乱後の城柵の再編にともなって、「複数の官道の分岐点・合流点付近の要衝に乱直後に造営された城柵」とみている(同氏、前掲注(5)論文)。
- (55) 『続日本記』宝龟六年十月癸酉条。
- (56) 車田敦「新田柵跡推定地の概要」(前掲注(3)書)。
- (57) 阿部義平『蝦夷と倭人』(シリーズ 日本史の中の考古学)(青木書店、一九九九年)一四八頁。